

「17万人 / 30万丁・総点検」の結果

資料4

<実施状況>

平成19年12月21日、従来の一斉検査よりも幅広く、かつ、きめ細かい総点検を実施するよう指示。平成20年3月16日現在、実施率は99.7%

<実施結果>

警察の指導等による自主返納が18年中の約4倍

長期末使用者やストーカー、配偶者からの暴力事案の関係者等に対する警察の指導等により、平成18年中の約4倍に当たる238人が384丁分の許可証を自主返納(平成18年は1年間で58人)

これらを含め、これを機会に許可証を自主返納した者は5,652人、8,636丁分

所持許可の取消しは32件(人)、70丁

期間中に新たに発覚又は発生した事実に基づき、これまでに13件(人)、21丁の所持許可を取消し

以前から手続を進めていたものを含めると、平成18年中の4割に当たる32件(人)、70丁の所持許可を取消し(平成18年は1年間で80件(人)、194丁)

一斉検査において前年の約3倍の違反を発見

前年の一斉検査の約3倍に当たる33人、34件の銃刀法・火取法違反を発見(平成19年の一斉検査では11人、11件)

立入検査等の際に発見したものも含めると、全体では280人、378件の銃刀法・火取法違反を発見。銃刀法では「保管義務違反」、火取法では「庫外貯蔵技術基準違反」が最多

「17万人 / 30万丁・総点検」
報告書

平成20年4月3日

警察庁「銃砲行政の総点検」プロジェクトチーム

1 はじめに

銃砲の全国一斉検査は、従来から銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第13条の規定に基づく検査を全国一斉に行ってきたもので、例年は狩猟期が終了した後の4月に実施されていた。しかしながら、今回の一斉検査については、昨年12月14日に長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件（以下「佐世保事件」という。）により世界一厳しいと言われている我が国の銃砲規制に対する国民の信頼が大きく揺らいだ状況にかんがみ、警察庁からは、昨年12月21日、生活安全局長通達「銃砲の全国一斉検査の早期かつ確実な実施について（通達）」（資料1、2参照。以下「通達」という。）を発出し、「17万人/30万丁・総点検」（以下「総点検」という。）として、特に許可に係る猟銃及び空気銃（以下「猟銃等」という。）並びにその所持者のすべてを対象として、日程的に前倒しするだけでなく、各都道府県警察の長の陣頭指揮の下、従来よりも幅広く、かつ、きめ細かく実施するよう指示した。以下、これを受けて各都道府県警察において実施した総点検の結果について記すこととする。

注：厳密に言えば、総点検とは、通達の発出後に実施された一斉検査のみを指すことになるが、佐世保事件の発生直後から、各都道府県警察において、一斉検査を主体としつつも、それぞれの地域の実情に応じ、また、創意工夫を凝らした、様々な取組みがなされていることから、本報告書においては、昨年12月15日から本年3月16日までの間における、それらの取組みの結果を含めて、総点検の結果として記している。また、総点検そのものは、許可を受けた銃砲及びその所持者すべてを対象として行ったものであるが、特に猟銃等を対象として行ったことから、特記しているもの以外は、基本的に猟銃等を対象としたものの数値を記している。

2 総点検の実施結果

総点検は、通達を受けて、全国の警察署ごとに実施され、本年3月16日の警視庁管内の2つの警察署の一斉検査をもっておおむね終了した。この間、全国の各警察署において、15万3,607人が所持する31万8,863丁の猟銃等の検査を実施し、

実施率は99.7%に達している（別添1）。また、期間中に入院していたなどの理由により未受検であった者についても、現在も継続して個別に検査を実施している。

一斉検査の結果、33人、34件の銃刀法及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）違反を発見し、それぞれ事件化等の手続を進めている。

なお、猟銃等以外の銃砲については3万707丁を対象に検査を実施し、実施率は97.1%に達している。こちらも同様に、未受検であったものについて、現在も継続して個別に検査を実施している。

また、一斉検査と併せて、銃刀法第10条の6第2項の規定に基づく猟銃の保管場所に対する立入検査（以下「立入検査」という。）を5万1,073件実施したほか、立入検査ではないものの、猟銃等の所持者の協力を得てその保管状況の確認（以下「保管状況確認」という。）を4万201件実施した。

これら立入検査等により、9万1,274箇所（銃）の猟銃等の保管場所を確認した結果、125人、153件の銃刀法・火取法違反を発見し、それぞれ刑事処分及び行政処分の手続を進めている。

なお、都道府県警察によっては、一斉検査を実施する前に立入検査等を実施したところがあったほか、一斉検査の終了を受け、今後、実施することとしているところもある。

さらに、期間中に新たに発覚又は発生した事実により銃刀法第11条第1項の規定に基づく所持許可の取消しを、これまでに13件（人）21丁実施し、これに、以前から手続を進めていたものを含めると32件（人）70丁について実施し、不適格者の排除に努めた（平成18年は1年間で80件（人）194丁）。そのほか、眠り銃になる可能性がある、ストーカーや配偶者からの暴力事案の関係者であるなどの理由により警察の指導等によって許可証を自主返納した者が238人（384丁分）あったほか、これらを含め、期間中を通して、5,652人から8,636丁分の許可証の自主返納を受けた。

【事例】

- ・ 面接指導等のため、散弾銃の所持者（77歳）を訪問したところ、散弾銃1丁及び散弾銃用の実包16個を軽トラックの荷台に放置している状況を現認した。その後、同人の散弾銃の所持許可を取り消した（秋田）
- ・ 立入検査の実施に当たって事前に連絡を取ったところ、散弾銃の所持者（59歳）が自宅に散弾銃を保管したまま、自宅に戻らず、友人宅等を転々としてい

ることが判明したため、同人の散弾銃の所持許可を取り消した（福井）。

3 自主返納事例の分析

期間中を通して、警察の指導等により238人から384丁分の許可証の返納を受けた。これは、平成18年中のもの比べると、約4倍に相当する数である（平成18年は1年間で58人）。

これらをその内容別に見ると、「眠り銃になる可能性あり」が50人（件）と最も多く、以下、「病気等」、「刑事事件の被疑者として検挙」、「高齢」、「ストーカー、配偶者暴力」の順に続いているほか、「近隣等とのトラブル」、「同居の親族に問題あり」といった事例も見られた。

【理由別自主返納件数】

	件数(構成比)
眠り銃になる可能性あり	50 (21.0)
病 気 等	45 (18.9)
刑事事件被疑者として検挙	41 (17.2)
高 齢	31 (13.0)
ストーカー、配偶者暴力	18 (7.6)
近 隣 等 と の ト ラ ブ ル	13 (5.5)
同居の親族に問題あり	10 (4.2)
そ の 他	30 (12.6)
総 数	238(100.0)

これらの事例は、結果として警察の指導等により許可証の自主返納に至ったものであるが、現行の銃刀法の規定では欠格事由に当たらない場合でも、警察としては問題があるとの認識の下に指導等したものである。今後、その制度上の取扱いについて検討する必要があると考えられる。

4 違反事例の分析

期間中を通して、280人、378件の銃刀法・火取法違反を発見し、それぞれ刑事処分及び行政処分の手続を進めている（別添2）。

(1) 発見状況別

これらの違反を発見状況別に見ると、立入検査時に103件、保管状況確認時に50件の違反を発見しているほか、一斉検査時にも34件の違反を発見している。このように、立入検査等において、各都道府県警察の積極的な取組みにより多くの違反を発見した。また、一斉検査についても、平成19年の一斉検査で発見された違反が11件の銃刀法の実包装違反のみであったことと比べると、約3倍もの違反を発見した。

【一斉検査時に発見された銃刀法・火取法違反件数の推移】

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
一 斉 検 査 時	21 (0)	8 (0)	5 (0)	11 (0)	34 (13)

注：括弧内は火取法違反の内数

【発見状況別銃刀法・火取法違反件数】

	銃刀法違反	火取法違反	合 計
一 斉 検 査 時	21 (8.6)	13 (9.7)	34 (9.0)
立 入 検 査 時	49 (20.1)	54 (40.3)	103 (27.2)
保 管 状 況 確 認 時	29 (11.9)	21 (15.7)	50 (13.2)
そ の 他	145 (59.4)	46 (34.3)	191 (50.5)
総 数	244(100.0)	134(100.0)	378(100.0)

注：括弧内は構成比

また、法令別に見ると、銃刀法違反では、その他の活動時が145件と約6割を占めているが、立入検査時に49件、保管状況確認時に29件発見し、また、火取法違反では、立入検査時が54件と最も多くなっており、これに保管状況確認時の21件を加えると、半数を超えている。これを見る限り、今回実施されている立入検査等が、違反の発見、特に火取法違反の発見に寄与していることが分かる。

【事例】

- ・ 一斉検査時の面接において、散弾銃の所持者（60歳）に実包の保管状況について確認したところ、833個の散弾銃用の実包を保管していることが明らかとなった（千葉）。
- ・ 立入検査を実施したところ、散弾銃の所持者（73歳）が1,773個もの散弾銃用の実包を保管している状況を現認した（茨城）。

(2) 違反態様別

これらの違反を違反態様別に見ると、銃刀法では保管義務違反が91件と約4割を占め、火取法では庫外貯蔵技術基準違反が77件と約6割を占め、それぞれ最も多くなっているだけでなく、他の違反と比べても特に多くなっている。これは、猟銃等及び実包の保管という基本的なことが守られず、本来保管すべき設備に保管されていないことの現れであり、基本的なことといえども、改めて徹底を図る必要があると考えられる。また、このような状況を確認するためにも、今後とも、立入検査等を積極的に実施する必要があると考えられる。

【違反態様別銃刀法・火取法違反件数】

	銃刀法違反		火取法違反
保管義務違反	91 (37.3)	庫外貯蔵技術基準違反	77 (57.5)
実包装てん違反	33 (13.5)	不法貯蔵	17 (12.7)
安全措置義務違反	25 (10.2)	無許可消費	21 (15.7)
発射制限違反	33 (13.5)	その他	19 (14.2)
許可証書換義務違反	19 (7.8)	総数	134(100.0)
その他	43 (17.6)		
総数	244(100.0)		

注：括弧内は構成比

5 まとめ

総点検の結果、多くの銃刀法・火取法違反を発見し、また、不適格者の排除が的確に推進された。今後とも、厳格な銃砲行政を推進していくためには、立入検

査等を始めとする各都道府県警察が行った取組みを、今回の総点検のみで終わらせることなく、継続して行っていく必要がある。

また、佐世保事件が報道等により大きく取り上げられ、社会問題となったにもかかわらず、その直後においてもこれだけ多くの銃刀法・火取法違反が発見されており、今後、改めて猟銃等の所持者の自覚を促す必要がある。

別添 1

銃砲一斉検査実施状況 (平成19年12月15日 ~ 平成20年 3月16日)

(猟銃等)

	人数 (人)		丁数 (丁)		実施率	
	実施	未実施	実施	未実施	人数 (%)	丁数 (%)
総 数	153,607	531	318,863	1,063	99.7	99.7
猟 銃	145,676	492	286,669	949		
散弾銃	116,762	371	246,313	756		
ライフル銃	28,914	121	40,356	193		
空気銃	7,931	39	32,194	114		

複数種類の銃砲を所持している者に係る「人数」については、該当する最も上位（ライフル銃、散弾銃、空気銃）の欄に計上した。

(猟銃等以外)

	丁数 (丁)		実施率
	実施	未実施	丁数 (%)
総 数	30,707	904	97.1
建設用びょう打銃	25,506	840	
救命索発射銃	2,845	20	
救命用信号銃	17	0	
麻醉銃	625	9	
と殺銃	417	12	
捕鯨砲	20	5	
もり銃	1	3	
捕鯨用標識銃	2	7	
建設用鋼索発射銃	266	3	
綱さい破碎銃	31	0	
けん銃	121	0	
空気けん銃	488	5	
試験研究用銃砲	368	0	
出発合図用銃砲	0	0	

別添 2

銃砲刀剣類所持等取締法・火薬類取締法違反認知状況 (平成19年12月15日～平成20年3月16日)

		一斉検査時	立入検査時	保管状況確認時	その他	合計
銃砲刀剣類所持等取締法	保管義務違反	7	34	25	25	91
	実包装てん違反	4	1	0	28	33
	安全措置義務違反	0	0	0	25	25
	発射制限違反	0	0	0	33	33
	許可証書換義務違反	1	8	3	7	19
	その他	9	6	1	27	43
	計	21	49	29	145	244
火薬類取締法	庫外貯蔵技術基準違反	5	45	19	8	77
	不法貯蔵	6	5	2	4	17
	無許可消費	0	0	0	21	21
	その他	2	4	0	13	19
	計	13	54	21	46	134

違反件数	34	103	50	191	378
------	----	-----	----	-----	-----

違反人員	33	82	43	122	280
------	----	----	----	-----	-----

資料 1

各都道府県警察の長
各地方機関の長 殿
各附属機関の長
(参考送付先)
庁内各局 部 課 長

警察庁丙生環発第39号
平成19年12月21日
警察庁生活安全局長

銃砲の全国一斉検査の早期かつ確実な実施について(通達)

- 17万人/30万丁・総点検 -

みだしのことについては、「銃砲の全国一斉検査の実施について(通達)」(平成19年11月19日付け警察庁丁生環発第265号。以下「実施通達」という。)により実施することとしたところであるが、本年は、散弾銃を使用した殺人事件がこれまでに5件発生するなど、事件事故が多発している。

とりわけ12月14日には、長崎県佐世保市において散弾銃が乱射され複数の者が死傷する事件が発生し、これを契機に世界一厳しいと言われていた我が国の銃器規制に対する国民の信頼が大きく揺らいでいる現状にかんがみ、今般の全国一斉検査については、特に許可に係る猟銃等及びその所持者のすべて、「17万人/30万丁・総点検」のため、各都道府県警察の長の陣頭指揮の下、従来の一斉検査よりも幅広く、かつ、きめ細かく実施することにより、国民の信頼回復を期することとしたから、遺憾のないようにされたい。

記

第1 実施体制、実施対象者等

1 実施体制

早期かつ確実に実施するための体制を整備すること。特に、今回の検査は、最近の情勢を踏まえて実施するものであることから、必要に応じて他部門の応援を求めるなど、組織を挙げた取組みを行うこと。

なお、他部門から応援を求めた場合は当然であるが、生活安全部門のみで実施する場合であっても、検査に従事する職員に対して、事前に所持許可を受けた銃砲(以下「許可銃砲」という。)に関する知識や検査の要領等について十分に教養を行うこと。

2 実施対象者

実施通達第1の1にかかわらず、銃砲の所持許可を受けている者(以下「所持者」という。)全員を対象にすること。

3 実施期間

同種事案の再発防止を図るため、実施通達が指定した期間にかかわらず、

可能な限り早期に実施すること。

また、実施通達が指定した期間に実施できず、当該期間後に実施することを予定していた都道府県警察にあっても、可能な限り早期に実施する方向で検討すること。

なお、狩猟期間終了後にも実施する必要がある場合には、再度実施する方向で検討すること。

4 実施計画

実施状況について把握する必要があるので、本通達を踏まえた実施計画を策定した段階で生活環境課まで速やかに報告すること。

なお、実施するに当たって通達等を作成している場合は当該通達等の写しを送付すること。

5 違反情報等の把握

検査を実効あるものとするため、所持者及び許可銃砲に係る銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）違反に関する情報、所持者が欠格事由に該当する可能性がある旨の相談、所持者に係るトラブルに関する風評等（以下「違反情報等」という。）について、過去のものを含めて事前に地域部門等から集約するなどして、その把握に努め、検査の際に着眼点として活用すること。

なお、集約した違反情報等については、以後の執務の参考とするため、確実に資料化するとともに、その取扱いには十分留意すること。

6 配慮すべき事項

本件検査においては、下記第2の3に記載のとおり、欠格事由に係る慎重な判断に資するべく、十分な時間をかけた面接を行うことになるところ、多数の受検者のすべてに対し、必要かつ十分な面接を行うことができるよう、相応の検査体制を確立し、十分な期間を設定するよう特段の配慮をすること。

第2 検査項目等

1 検査項目

地域の実状に応じて、必要な検査項目を追加すること。

2 検査実施上の留意事項

(1) 機械的に処理することなく、所持者、許可銃砲の各々に関し、各項目を確実に検査すること。

(2) 検査時に猟銃の保管に関し判明しない事項が認められた場合には、その場限りで終わらせることなく、法第10条の6第2項の規定に基づく立入検査を積極的に実施するなどして、不明点の早期解明を図ること。

(3) 実施通達第2の2(1)にかかわらず、特に支障のない限り、すべての猟銃又は空気銃の所持者に対し、法第10条の8第1項の規定に基づく猟銃等

保管業者への保管委託を推奨すること。

- (4) 使用実績の判断に当たっては、所持者の申告内容を鵜呑みにすることなく、個々の使用状況に矛盾点はないかどうかを関係資料等と照らし合わせながら慎重に検証し、質問により不審点は解明した上で、許可銃砲ごとに厳正に行うこと。

また、猟銃の所持者については、あらかじめ自ら保管する実包の数量を確認させ、検査の当日にこれを申告させるとともに、火薬類譲受許可証に記載された数量、警察が保管している火薬類譲受許可申請書に記載された数量等を相互に照らし合わせながら詳細に事情を聞くなどして、過去3年間の実包の使用状況、保管状況等を的確に把握すること。また、把握した事実は記録化し、以後の執務の参考とすること。

- (5) 検査時に所持者に対して個別に指導を行った場合には、その内容を必ず記録化するとともに、その後の措置状況についても確実に確認して徹底を図ること。
- (6) 検査又は検査後の継続調査の結果、取消事由に該当することが明らかになった場合には、法の規定に基づき、速やかに所持許可の取消しに向けた手続きを進めることはもとよりであるが、取消事由に該当することが明らかでなくても、そのおそれがあると認められるときは、許可証の自主返納を促すなど危険防止のために必要な措置を講ずるよう努めること。

3 欠格事由該当者の発見

すべての所持者に対して面接を行い、欠格事由に該当するに至っていないかの確認を行うこと。特に猟銃等の所持者に対しては、十分な時間をかけた面接を行い、その判断を慎重に行うこと。

また、面接の際には、定型的な質問にとどまることなく、集約した違反情報等を踏まえた適切な質問を発し、その場で不審点が解明できなかった場合には、安易に面接を打ち切ることなく、適切な場所へ移動して更に詳細に事情を聞くこと等により、不審点の徹底解明を図り、欠格事由該当者を看過することのないように努めること。

4 検査時における指導・啓発活動等の推進

- (1) 法の改正については、「銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律の施行について」（平成19年11月30日付け警察庁丙生環発第34号、丙組薬銃発第48号）により既に通達されているところであるが、改正法の施行日（平成19年12月30日）以降は、発射制限違反の罰則がけん銃等及び猟銃については5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（情状により併科）に、その他の銃砲については3年以下の懲役又は50万円以下の罰金（情状により併科）にそれぞれ引き上げられることから、改正内容の周知徹底を図るとともに、発射制限違反の防止のための指導を併せて行う

こと。

- (2) 暴発等重大事故を防ぐため、銃砲の取扱いに当たっては法令を遵守し、基本に則って行うよう、改めて指導を徹底すること。
- (3) 不要実包の取扱いについては、「廃猟銃弾等の廃火薬類の適切な措置について（通達）」（平成19年3月30日付け警察庁丁生環発第73号）により既に通達しているところであるが、不要実包の処分は適切に行い、誤った処分をすることがないように、同通達の趣旨について周知徹底を図るとともに、必要な指導を行うこと。

また、不要実包や使用する見込みのない実包については、速やかに廃棄するよう所持者に対して促すこと。

資料2

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部生活安全部長 殿
各方面本部長
(参考送付先)

警察庁丁生環発第265号
平成19年11月19日
警察庁生活安全局生活環境課長

各管区警察局広域調整担当部長

銃砲の全国一斉検査の実施について(通達)

都道府県公安委員会の許可に係る銃砲による事件・事故の防止等を図るため、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第13条の規定に基づく検査を下記のとおり全国一斉に実施することとしたので、各都道府県警察にあつては、実情に即した計画を策定の上、実施されたい。

また、銃砲検査時の面接調査等を活用し、許可不適合者の発見、所在不明者の発見、適正管理の指導及び広報啓発活動等の施策を併せて推進されたい。

なお、来年は3月から7月までの間に北海道洞爺湖サミットを始めとして各種の閣僚級会合の開催が予定されていることから、上記施策等の実施に当たっては、銃砲を用いたテロ・ゲリラ事案等の絶無を期するため、特段の配意をされたい。

記

第1 実施対象者、期間等

1 実施対象者

銃砲の所持許可を受けている者とする。

ただし、実施期間前の3か月以内に許可又は許可の更新を受け、かつ、十分把握されているものについては、省略することができる。

2 実施期間

平成20年1月15日(火)から同年2月28日(木)までの間とする。

なお、上記期間に実施できない都道府県警察にあつては、当課に事前連絡すること。

3 実施計画の策定

- (1) 検査の日時及び場所の指定に当たっては、実施対象者が受検しやすい日時等を選定すること。
- (2) 対象者には、検査の趣旨、日時、場所及び検査項目等を事前に通知するほか、各種広報媒体を活用するなど周知徹底を図ること。

第2 検査項目等

1 検査項目（法第10条の6第1項、第13条）

- (1) 保管状況に関すること。
 - ア 自ら保管すべき義務を怠っていないか。
 - イ 内閣府令等で定める基準に適合する設備及び方法により保管されているか。
 - ウ 銃と実包、空包又は金属性弾丸を別個に保管しているか。
- (2) 猟銃等の許可用途に関すること。

許可の用途に供しているか。
- (3) 適正所持に関すること。
 - ア 許可に係る銃砲及び許可証を確実に所持しているか。
 - イ 掲示された銃砲が許可証に記載された銃砲と一致するか。
 - ウ 許可証の書換え、再交付、返納等の義務を怠っていないか。

2 検査実施上の留意事項

- (1) 保管状況の報告徴収においては、見取図、写真等により保管状況を確実に確認し、状況に応じて立入検査（法第10条の6第2項）、改善命令（同条第6項）を行うなどして保管管理の万全を期させるとともに、その態様によっては、保管義務違反として検挙及び行政処分を検討すること。また、単身居住者又は長期出張、長期入院が予定されている者等で猟銃等の保管管理上問題があると認められるものについては、盗難防止のため猟銃等保管業者に保管委託（法第10条の8第1項）するように指導すること。

なお、転居したにも関わらず許可証の書換を受けず、旧住所地で猟銃等を保管しているなどの事例が散見されることから、現住居地と許可証記載の住居地が一致しているかどうか確認を徹底すること。

- (2) 真に引き続き3年以上使用実績のない猟銃等については、所持許可の取消し（法第11条第5項）を積極的に行うこと。

また、上記に該当しない場合であっても、使用頻度の少ない猟銃等は、譲渡、

廃棄について熟慮を促すなど必要な指導に努めること。

(3) 適正所持に関する検査については、特に次の事項について留意すること。

ア 基準数を超えた実包を装てんできるように弾倉を改造した事案が散見されていることから、弾倉容量は、受検者の申告のみ鵜呑みにすることなく、模擬弾等の資器材を有効に活用し、法令で定める基準が遵守されているか否か確認すること。

イ 軍用銃を模倣した銃やそれらの改造銃が許可されている事案も散見されていることから、慎重に対応し、改めて猟銃として適当であるか否かの確認を徹底すること。

ウ 許可証を作成する際に有効期間を誤って記載したことにより失効させた事例があることから、許可証に記載されている有効期間及び更新申請期間に誤りがないかどうかについても確認を徹底すること。

3 欠格事由該当者の発見

検査に併せ、許可銃砲による事件・事故の防止を図るため、許可時の審査に準じた形での面接を行い、欠格事由該当者の発見に努めること。

また、欠格事由該当者を認知した場合は、警察本部で一元的な管理（把握）を行うとともに、許可を取り消すこと。

4 検査会場における事故防止

本年の一斉検査では、検査会場において暴発3件を含む実包装てん違反が11件発生していることから、下記の事項を徹底し事故防止を図ること。

(1) 検査を実施する旨の通知に当たり、脱包の確認についての注意喚起を行うこと。

(2) 猟銃等の取扱いは、安全装置を確実に施させた上で行わせること。

(3) 検査場所で、実施対象者が銃砲を組み立てる際には、必ず、実包装てんの有無を確認するよう声を掛けること。

(4) 検査前に元折銃は銃を折らせ、自動銃は遊底を開かせて機関部を開放させるとともに、着脱弾倉がある場合にはこれを取り外させるなどの措置を履行させ、検査官たる警察職員が自らの目で薬室、弾倉ともに実包が装てんされていないことを確認すること。

(5) 検査場所には、安全装置を施すこと、実包装てんの有無を確認すること、銃口を人に向けないこと、用心がねに指を入れないことなどの受検に当たっての注意

事項を明瞭に掲示すること。

5 検査時における指導・啓発活動等の推進

- (1) 銃砲の一斉検査に併せ、猟銃等による事故防止、保管管理の徹底等についての指導を積極的に推進すること。

なお、本年中の猟銃等に係る事故の状況については、集計が終わり次第、送付する。

- (2) 猟銃等による事故の発生を防止するため、指定射撃場における練習を奨励し、猟銃の操作及び射撃に関する技能の維持向上についての指導を行うこと。
- (3) 猟銃等の保管に当たっては、先台等の重要部品は銃本体から外して、別の適切な場所に保管するように指導すること。
- (4) 産業用銃砲についても猟銃等と同じ許可銃砲であることを再確認させるとともに、適切な保管管理の徹底について指導すること。
- (5) 実包の計画的な購入及び練習による残弾消費を推奨し、不要な実包を所持することのないように指導すること。

6 測定要領の統一

「猟銃、空気銃の銃全長、銃身長及び実測口径の測定方法について」（平成17年12月20日付け警察庁丁生環発第288号）により銃身長等の測定方法を変更している場合は、変更した測定方法を徹底させること。

第3 検査を受けなかった者に対する措置

検査を受けなかった理由を調査し、次により措置すること。

1 実施対象者が銃とともに所在不明となっている場合の措置

前住居地、前勤務地その他の関係者等から積極的に情報の収集を行うとともに、各種手配を有効に活用して所在不明者及び所在不明銃の発見に努めること。

2 実施対象者が銃砲を置いて所在不明となっている場合の措置

法第8条第7項の規定を積極的に活用し、同居の親族等から仮領置を行うことにより、事故、盗難等の防止に努めること。

また、実施対象者の所在が確認できたときは、所在不明となった理由について調査（捜査）し、保管義務違反での検挙及び行政処分を積極的に行うこと。

3 盗難、亡失により銃砲が所在不明銃となっている場合

- (1) 銃砲の型式、特徴、銃番号、打刻位置等の必要事項を手配するとともに、刑事

部門等と連携した捜査を強化し、所在不明銃の早期発見に努めること。

- (2) 盗難又は亡失時の状況を十分調査し、届出義務違反、保管義務違反等があるときは検挙及び行政処分を行うこと。

なお、盗難、亡失の申告が猟銃等の不法譲渡等を隠ぺいするための口実となっていることもあり得るので留意すること。

4 実施対象者の都合等により検査を受けなかった場合

実施対象者の入院等により、実施期間中に検査をできなかったものについては、実施期間終了後においても継続して検査を実施して、漏れのないよう努めること。

なお、この場合、保管状況に問題がないか確認し、保管依頼をすすめるなど必要な指示を行うこと。

第4 報告

(略)

「銃砲行政の総点検」の結果とその改善策の案

<総点検の結果>

ストーカー行為、凶悪な罪を行った者が、猟銃所持許可を得て殺人等を敢行した例がある。また、猟銃を使用した自殺も発生している。

猟銃所持許可の申請時に添付される診断書のうち約98%は、精神障害等を専門としていない医師によるもの。
また、精神障害等の疑いがある場合でも、専門家の判断を得る手段がない。

不適格者の発見・排除については、調査を行っても照会に対する十分な回答が得られない等の問題がある。

銃の保管委託の義務付けについては、受託施設数の制約や払出しへの対応の負担等から実現は困難。
他方、立入検査の実施状況にはばらつきがある。

猟銃実包を違法に貯蔵している例が多くみられる一方で、実包の購入や使用の状況を把握する制度がない。

ベテランや高齢者による事故や違反行為が多い状況にある。

都道府県警察では銃砲行政に専従する者は少なく、ほとんどは他の業務を兼務している状況にある。

<改善策の案>

猟銃所持許可の欠格事由の見直し、該当性判断の指針 等

必要な場合には専門医の診断によって確認、認知機能検査 等

調査の根拠となる規定の新設、調査中は一時的に銃を預かる制度 等

講習会の充実や射撃練習の促進等による遵法意識の向上 等

立入検査を含めた効果的な監督措置 等

譲受許可の厳格な運用、実包の消費状況等について記録化 等

講習会の充実 等

本部、署における銃砲行政体制の検討、教養の充実 等

<今後の取組み>

実施可能な施策は順次実施に移すとともに、立法措置が必要なものもあることから、銃刀法改正作業に着手し、速やかに対策を具体化していく。
早急に有識者等からの意見聴取等を行うなどして、検討を深めていく。

「銃砲行政の総点検」 報告書

平成20年4月3日

警察庁「銃砲行政の総点検」プロジェクトチーム

1 はじめに

平成19年12月14日、長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件（いわゆる佐世保事件）は、不特定多数人が集まるスポーツクラブという場所で猟銃が発射され、何ら落ち度のない被害者2名が尊い命を奪われ、かつ、子供を含む多数が被害を受けたという点で、大変痛ましい事件であった。

警察としては、こうした事案の再発防止に全力を挙げることにより、猟銃による危害を防止するとともに、銃砲行政に関する国民の安全・安心を確保していかなければならない。

こうした観点から、警察では、許可を受けた猟銃等とその所持者のすべてを対象とした「17万人/30万丁・総点検」を実施するとともに、警察庁内に警察庁生活安全局長を長とするプロジェクトチーム（平成19年12月21日設置）を立ち上げて、更に幅広い観点から銃砲行政全般について見直しを行う「銃砲行政の総点検」を実施することとし、平成19年12月21日の犯罪対策閣僚会議において、国家公安委員会委員長からその旨の報告がなされた。

警察庁のプロジェクトチームでは、直ちに総点検の作業に着手し、すべての都道府県警察から銃砲行政の在り方についてヒアリングを行うとともに、実態調査、関係団体からの意見聴取等、各種作業を精力的に推進してきた（別紙）。特に、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）による猟銃の所持等の規制については、昭和55年に許可基準の厳格化、保管場所への立入検査規定の新設等の改正がなされて以来、平成3年に事故防止対策の強化等が図られたことを除けば、その見直しはなされていないことから、論点を限定することなく、銃砲行政のあらゆる面から点検作業を行ってきた。

本報告書は、上記作業の結果を取りまとめたものである。

2 銃砲行政の主な問題点と対策

(1) 許可の要件と審査の在り方

ア 許可要件の厳格化等

許可猟銃を使用した凶悪事件の発生を未然に防止するには、不適格者には猟銃を所持させないことが必要であり、このため、銃刀法第5条及び第5条の2に猟銃の所持の許可の欠格事由が定められているところである。

しかしながら、最近5年間をとってみても、許可猟銃を使用した凶悪事件が次のとおり発生している。

罪名	年(平成)	15年	16年	17年	18年	19年
殺人(未遂を含む。)		6件	3件	4件	1件	5件
強盗(未遂を含む。)		1件	0件	0件	0件	0件
暴力行為等処罰ニ関スル法律違反		3件	3件	1件	4件	2件
その他		0件	1件	0件	0件	3件
	計	10件	7件	5件	5件	10件

注1：本人の許可猟銃を使用したものに限る。

注2：「その他」には、脅迫罪、建造物損壊罪等の刑法犯が含まれる。

【事例】

1．平成18年11月、58歳の男が、離婚した元妻宅付近で早朝待ち伏せをし、ごみ出しに出てきた元妻に刃物を突きつけ、車両で自らの稼働先まで連行して監禁し、同所から逃げ出した元妻や臨場した警察官に対して散弾銃を発砲して負傷させた(熊本)。

この事件では、加害者の男による元妻に対するストーカー行為があったが、現行制度はストーカー行為を行ったことそれ自体を欠格事由とはしていない。同様に、配偶者に対する暴力行為を行ったことについても、欠格事由とされていない。

2．平成17年10月、41歳の男が、居酒屋でトラブルになった男の事務所を翌日に訪れ、その男に向けて散弾銃を発射し、頭部に命中させて殺害した(愛知)。

この事件では、加害者は散弾銃の所持許可以前に傷害で刑に処せられていたが、現行制度は銃砲刀剣類等を使用して一定の凶悪な罪に当たる違法な行為を行ったことを欠格事由としているところ、当該行為は手拳けんによるもので銃砲刀剣類等を使用していなかったことから、欠格事由に該当せず、許可がなされてしまっていた。

3．平成16年1月、57歳の男が、金銭トラブルのあった前妻の自宅付近をはいかいし、110番通報を受けて臨場した警察官に対して散弾銃を発射して負傷させた(兵庫)。

この事件では、加害者は犯行以前に所持許可取消処分を受けていたが、現行制度は取消しの日から5年間を欠格期間としているところ、当該処分は約

9年前であったことから、欠格事由に該当せず、許可がなされてしまっていた。ちなみに、道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条第8項等では、免許の取消しから最長10年の欠格期間を定めている（未施行）。

これらの者を猟銃所持者から排除するためには、ストーカー行為や配偶者に対する暴力行為を行ったこと、銃砲刀剣類等を使用しなくても一定の凶悪な罪に当たる違法な行為を行ったことを欠格事由とすること、所持許可取消処分を受けた場合の欠格期間を延長すること等が考えられる。

また、佐世保事件では、被疑者が多額の負債を抱えて生活に行き詰まっていたことが犯行に影響した可能性が高いことから、経済的に破たんしていることを欠格事由にすることについて検討する必要がある。

さらに、猟銃を使用した自殺が平成19年中だけでも23件発生しており、猟銃を使用した自殺を防止するため、自殺のおそれがある者に猟銃を持たせないことについても検討する必要がある。

都道府県警察から、銃刀法第5条第1項第11号については適用に迷うケースがあるなどの意見があったことも踏まえ、許可要件への該当性判断に係る指針等を示すことについても検討する必要がある。

イ 医師の診断の厳格化

精神障害等に係る病気にかかっている者、認知症である者又はアルコール等中毒者については、猟銃等の所持の許可の欠格者（銃刀法第5条第1項第2号及び第3号）とされており、都道府県公安委員会は、許可及び更新の申請の際に、その申請書に添付された医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「施行規則」という。）別表第1）によって、当該申請を行った者がこれらの欠格事由に該当しないことを確認することとなっている。

しかしながら、申請者により添付された診断書のうち約98%は精神障害等を専門としていない医師によるものであるのが現状である。

こうしたことから、この欠格事由に該当する者をより確実に排除するため、可能な限り専門医による診断を促進していくこと、必要な場合には専門医の診断によってこれらの欠格事由に該当しないことを確認するようにすること

等が考えられる。

(2) 不適格者の発見と排除

許可の時点では不適格者に該当するとは認められなかったものの、その後の事情の変化により不適格者に該当するに至ることもあり得ることから、銃刀法は、そのような者を発見するための仕組みとして3年ごとの許可の更新（銃刀法第7条の2等）、また、許可の有効期間中にこれを排除するための仕組みとして許可の取消し（銃刀法第11条）について規定している。

しかしながら、関係者、関係団体等に対する調査の根拠となる規定が明確でないことから、これを理由として照会に対する十分な回答が得られない場合があること等の問題がある。

また、その言動等から、猟銃所持者が精神障害、認知症等に該当することが疑われる場合でも、当該者に専門医の診断を受けるよう促すこと以外に専門家の判断を得る手段がないのが現状である。

そこで、不適格者を発見・排除するための対策の充実を図るため、都道府県公安委員会が調査を実効的に行うことができる法的根拠を整備するほか、必要な場合には、警察が猟銃所持者に対し、専門医の診断を受けることを命ずることができるようにすること、高齢者に対しては更新時等の機会を捉えて認知機能に関する検査を行うこと等が考えられる。

また、調査方法、手続等の斉一化を図るとともに、調査を行う間の危険を防止するため、必要があるときは一時的に猟銃等を預かることができるようにすることについても検討する必要がある。

さらに、国民から銃砲に関する情報提供、申出、相談等がなされた場合には、速やかに銃砲許可担当部門に情報を集約し、所要の措置を講ずることが重要であることから、平成20年2月13日、緊急に通達を発出し、銃砲許可担当部門と地域警察部門の連携、警察安全相談への適切な対応等について各都道府県警察に徹底したところであるが、更にその実効性を向上させるための法令の整備等についても検討する必要がある。

(3) 猟銃の保管管理

銃砲の盗難等による危害の発生を未然に防止するため、銃刀法は第10条の4において、銃砲の所持許可を受けた者に、許可に係る銃砲は原則として自ら保

管する義務を課すとともに、保管の設備及び方法について規制している。

しかしながら、猟銃の盗難については、平成10年から18年までの9年間で78件発生しており、盗まれた猟銃は計118丁に及んでいる。

【事例】

- 1．平成12年12月、許可猟銃等を計15丁所持していた歯科医師宅に中国人グループが押し入り、猟銃7丁が強奪された（東京）。
- 2．平成14年7月、46歳の男が、盗んだ散弾銃を使用して農家に押し入り、現金を強奪した後、女子専門学校生等を拉致・監禁した（群馬、栃木）。

猟銃の盗難等を防止し、複数銃の所持の在り方とも関連して猟銃の保管管理の更なる厳格化を図るため、保管の設備及び方法の基準を厳格にすること等について検討することが必要である。ただし、犯罪防止の目的ですべての猟銃を一律に保管委託させることについては、平成19年末現在の猟銃等保管業者は約430業者、保管可能丁数は約3万丁に過ぎず、十分な保管場所が確保できないこと、保管業者に緊急の払出しへの対応等の負担を強いることになること、特定の場所に猟銃が集中することによる安全上の問題があること等から、現時点では実現には困難を伴うと考えられる。

(4) 実包の保管管理

火薬類、すなわち火薬、爆薬及び火工品（雷管、実包、空包等）については、その燃焼爆発による災害防止の観点から火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）の規制対象となっており、原則として経済産業大臣又は都道府県知事が許可等を行うこととされている。しかし、猟銃用火薬類については、猟銃の所持許可等の権限を持つ都道府県公安委員会が猟銃とともに一元的に規制を行うことが合理的であることから、一部の事務については都道府県公安委員会が許可等を行うこととされ、猟銃用火薬類の譲受及び消費については、原則として都道府県公安委員会の許可が必要とされている（火取法第17条第1項及び第25条第1項）。ただし、一定の用途及び数量以下の場合に限り、許可を得なくても行うことができる（猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）第4条及び第12条）。

ア 実包の購入（譲受け）

例えば、狩猟のための猟期につき300個以下の譲受けは許可を得ないで行うことができる。この場合、猟銃用火薬類無許可譲受票の制度が行政指導による事実上の制度として設けられており、無許可で譲受けをしようとする者は、猟友会が発行する同票に所要の事項を記入し、販売業者は無許可譲受の範囲内であることを確認し、押印した上で譲り渡すこととされている。

この制度は定着し、実際にも遵守されていると思われるが、購入した火薬類の消費状況を把握する制度がないため、火薬類を違法に手元に蓄積することが可能となっている。

また、許可を得て行う譲受けについても、許可の有効期間は実務上一律1年としている例がほとんどであり、譲受数量についても限定されていないため、特に数量の多い許可を出した場合には、いつごろどのくらいの数量の火薬類が引き渡されたのか、警察が把握することが困難になっている。

イ 実包の使用（消費）

一方、例えば、標的射撃のための1日400個以下の消費については無許可で行うことができる。この場合、猟銃用火薬類無許可譲受票のような制度はないため、制度的にも実態的にも、消費の状況や消費後の残弾数を警察が把握することができない。

許可を得て行う消費についても、事後的に消費の実績を確認する制度がないため、実包を違法に手元に蓄積することが容易になっている。

ウ 実包の保管（貯蔵）

猟銃用火薬類の貯蔵については、原則として火薬庫にすることが必要である（火取法第11条第1項）が、例えば、実包又は空包合計800個までは、火薬庫でなくとも、堅固な設備に収納し施錠して貯蔵することができる（同条第2項、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第15条第1項及び第16条第5号）。

多くの猟銃所持者はこの基準を遵守して貯蔵しており、これまでに爆発等の事故はほとんど発生していない。したがって、火薬類による災害予防という観点からは、現行規制は十分安全性を担保できる水準になっていると思われる。

他方、猟銃の危険性という観点からすれば、一般に、狩猟及び有害鳥獣駆除を行うためには、獲物にもよるが、通常、手元に数十から100個程度の実包があれば十分であり、800個もの手元保管を必要とする場合はほとんど想定できないというのが、一般的な意見である。また、標的射撃の用途についても、常に800個もの手元保管が必要であるかについては疑問がある。

このような問題点を踏まえ、実包の管理を厳格化するため、平成20年3月27日、緊急に通達を発出し、猟銃用火薬類の譲受許可を行う際には、申請者に対し消費等計画書の提出を求めるとともに過去の猟銃用火薬類の購入・消費実績等を確認し、当該計画等に相応する数量と期間について譲受けの許可をする措置を講じたところである。

しかしながら、この措置はあくまで現行法令を前提としたものであることから、その実効性を確保するための法令の整備を含め、今後、不要な実包を貯蔵させないための更なる対策、実包の消費及び貯蔵について所定の様式に記録させること等により使用の実績を把握するための対策等を講ずることを検討する必要がある。

(5) 猟銃による事故等防止

ア 猟銃所持者の遵法意識等の維持・向上

猟銃による事故等の防止を図るため、猟銃所持者に対しては、銃刀法第10条により、携帯・運搬の制限（第1項）、発射制限（第2項）、発射時の周囲確認義務（第3項）、携帯・運搬時の安全措置義務（第4項）及び実包等不装てん義務（第5項）が課されるとともに、銃刀法第10条の2により、射撃技能の維持向上義務が課されているが、猟銃所持者による違反行為は後を絶たず、平成14年から18年までの5年間におけるこれらの制限等違反の送致件数は次のとおりである。

違反	年（平成）	14年	15年	16年	17年	18年
携帯・運搬の制限違反		13件	21件	15件	15件	11件
発射制限違反		59件	64件	60件	68件	49件
安全措置義務又は実包等不装てん義務違反		28件	32件	33件	21件	47件

【事例】

- 1．平成19年12月、61歳の男が、共猟者とキジ猟中、草むらから飛び出したキジを捕獲するに当たり、キジのみに気を取られ、矢先の安全を確認しないで漫然と発砲したため、前方において涉猟中の共猟者の右顔面部に散弾を命中させ、重傷を負わせた（群馬）。
- 2．平成19年11月、57歳の男が、山中で単独で狩猟中、近くでガサガサと音がしたのでイノシシだと思い、これを確認することなくライフル銃を1発発射したところ、休憩中の登山者の左肘に当たり負傷させた（東京）。
- 3．平成19年11月、61歳の男が、共猟者とともに川を挟んでカモ猟中、川面にいるカモに向けて散弾銃を2発発射したところ、2発目が対岸50メートル先にいた共猟者の顔面に命中し、負傷を負わせた（山形）。

上記の違反や事故は、技能の低下のほか、遵法意識の低下が原因となっていると考えられることから、猟銃所持者の遵法意識の向上を図るため講習会の内容の充実を図ること、定期的な射撃練習を促進すること等の対策を講ずることが考えられる。

また、身体能力確認等の観点からも、このような対策は有効であると考えられる。

イ ベテランや高齢者による事故等防止対策

平成19年中に猟銃等により人身事故を起こした者につき、経験年数別で見ると、最高は39年、最低は13年で、25年以上の経験者による事故が25件76%と多く、いわゆるベテランによる事故が多い。

また、年齢別で見ると、最高は80歳で、55歳から69歳までの者が最も多く、60歳以上が全体の64%を占めている。また、取締法規違反を犯した者についても、最高は84歳であるが、55歳～59歳が最も多く、60歳～64歳、65歳～69歳がそれに次いで多くなっている。

このように、ベテランや高齢者による事故や違反行為が多い状況にあるが、現行制度はこれらの層の者に対する特別な事故等防止対策を規定していない。

このような問題点を踏まえ、ベテランや高齢者による事故等防止対策の強化を図るため、これらの者に対する特別な講習を行うこと等を検討する必要がある。

ウ 民間による取組みとの連携等

銃砲による事故等を防止するためには、独り警察のみが取組みを行うだけでは限界がある。特に、猟銃の操作や保管の方法等についてきめ細かく指導助言を行おうとする場合には、長年にわたって猟銃所持許可を受けて適正に猟銃を使用してきた者等が、同じ猟銃所持者の立場から指導助言することが効果的である場合が多いものと考えられる。

したがって、それぞれの地域において、このような者が指導助言を行うことができるような環境を整備し、その活動と銃砲行政が効果的に連携するための措置を検討する必要がある。

(6) 監督措置

立入検査（銃刀法第10条の6）については、保管が不適切なため銃砲の盗難が多発していたことを受け、昭和55年改正により保管の設備及び方法の基準が定められた際に、その基準の実効性の担保等を目的に設けられたものである。施行規則第12条の3の規定により、原則として48時間以前に関係者に通告することとされているが、これまでの各都道府県警察の立入検査の実施状況にはばらつきがある。

しかし、今回の「17万人/30万丁・総点検」においては、積極的な立入検査を実施した結果、わずか3か月間で49件の銃刀法違反、54件の火取法違反が発見されている。

そこで、今後とも厳正な取締りを推進するため、立入検査を含め、より効果的な監督措置を実施していく必要がある。

(7) 銃砲行政に係る体制

ア 都道府県警察の本部の体制

現在、都道府県警察の本部の銃砲行政担当者は、少人数で、かつ、多くは他の業務を兼務している実情にあることがうかがえる。

イ 警察署の体制

署員数百人の大規模な警察署であっても、銃砲行政に専従する者は少なく、ほとんどは他の業務を兼務している状況がうかがえる。

他方、小規模警察署については、もともと署の規模が小さい上に、農村・山間部にあるため猟銃の所持者が比較的多い状況にあることがうかがえる。

都道府県警察では、係や部門の枠を超えた運用を行うなど、人員を弾力的に運用することにより、現有人員が全体として最大限効果的に機能するよう工夫しているところであり、一概に兼務を専従とすべきであるとはいえないが、銃砲行政体制の在り方については、警察本部による指導や警察署における立入検査等の実施に必要な業務量等を踏まえ、効率性に留意しつつ、引き続き、検討する必要がある。また、教養の充実等を図る必要がある。

(8) その他

インターネットによる銃の販売に際しては、銃刀法第21条の2第2項の規定により相手方から許可証の提示を受けることが必要とされているところ、購入者から銃砲販売店に許可証を郵送することにより提示しているが、この点、相手方の本人確認が不徹底になるのではないかとの指摘があったことから、平成20年3月27日、緊急に通達を発出し、非対面で猟銃等の販売を行う場合には、運送事業者¹に本人確認を行わせた上で荷物の引渡しを行わせるなどの措置をとるよう猟銃等販売事業者等に対する指導を徹底することとした。

3 今後の取組み

以上の結果を踏まえ、警察庁としては、実施可能な施策については、順次実施に移すこととするが、施策の中には立法措置をとることが必要なものも含まれることから、銃刀法改正作業に着手し、速やかに銃砲規制の厳格化のための対策を具体化していくこととする。

そのため、今後は早急に有識者や専門家等から意見聴取等を行うなどして、検討を深めていくこととする。

なお、本報告書は、銃砲行政の総点検を通じて明らかになった問題点と現段階における検討状況を取りまとめたものであるが、今後、他に検討すべき課題や考慮すべき意見等もあり得ることから、これらを含め、引き続き真摯な検討を重ねていくこととしたい。

総点検の実施経緯

- (1) 平成19年12月21日、生活安全局長を長とするプロジェクトチームの立ち上げ、
猟銃等の許可行政の在り方について総点検を開始。
- (2) 平成20年1月、管区別に都道府県警察の銃砲行政担当課長会議を行い、許可及
び更新時の審査の在り方、銃砲・実包の保管管理の在り方、市民からの猟銃に係
る銃刀法違反情報の収集方策等についてヒアリングを実施。
 - 1月15日 警視庁及び関東管区
 - 1月16日 中部管区
 - 1月18日 九州管区
 - 1月21日 近畿管区
 - 1月22日 関東管区
 - 1月23日 四国管区
 - 1月24日 北海道及び東北管区
 - 1月28日 中国管区
- (3) 関係者との意見交換を実施。
 - 12月25日 (社)日本ライフル射撃協会
 - 1月4日 (社)全日本指定射撃場協会
 - 1月8日 (社)日本火薬銃砲組合連合会
 - 1月9日 (社)日本猟用資材工業会
 - 1月18日 (社)大日本猟友会
 - 1月22日 } 銃砲関係団体懇談会
 - 1月31日 }
- (4) 2月7日、国家公安委員会に対し、2つの「総点検」の推進状況を中間報告。
- (5) 2月13日、銃砲に関する国民の不安を解消するための対策の実施について通達
を發出。
- (6) 2月18日、銃砲関係団体から、銃砲関係七団体懇談会における意見の要約書を
受領。
- (7) 3月26日、銃砲関係団体からの意見聴取。
- (8) 3月27日、実包規制の厳格化及びインターネット販売の規制強化について通達
を發出。
- (9) 4月3日、2つの「総点検」の結果を国家公安委員会に報告。

銃砲規制の厳格化のための対策に関する主な論点

(1) 許可の要件と審査の在り方

ア 許可要件の厳格化

ストーカー行為や配偶者に対する暴力行為を行ったことを欠格事由とする。

銃砲刀剣類等を使用しなくても一定の凶悪な罪に当たる違法な行為を行ったことを欠格事由とする。

所持許可取消処分を受けた場合の欠格期間を延長する。

経済的に破たんしていることを欠格事由にすることについて検討する。

自殺のおそれがある者に猟銃を持たせないことについても検討する。

許可要件への該当性判断に係る指針等を示すことについても検討する。

その他の論点

- ・ ストーカー、配偶者暴力以外に欠格事由とすべき行為類型はないか。
- ・ 近隣トラブルを有する猟銃所持者に対する対応を規定することはできないか。
- ・ 前科要件を拡充する必要はないか。
- ・ 同居の親族に係る欠格事由を拡充する必要はないか。

- ・ 複数の猟銃を所持する場合に、許可の審査や手続を更に厳格にすることはできるか。

イ 医師の診断の厳格化

可能な限り専門医による診断を促進していく。

必要な場合には専門医の診断によってこれらの欠格事由に該当しないことを確認する。

(2) 不適格者の発見と排除

都道府県公安委員会が調査を実効的に行うことができる法的根拠を整備する。

必要な場合には、警察が猟銃所持者に対し、専門医の診断を受けることを命ずることができるようにする。

高齢者に対しては更新時等の機会を捉えて認知機能に関する検査を行う。

調査方法、手続等の斉一化を図る。

調査を行う間の危険を防止するため、必要があるときは一時的に猟銃等を預かることができるようにすることについても検討する。

国民から銃砲に関する情報提供、申出、相談等がなされた場合の対応の実効性を向上させるための法令の整備等についても検討する。

(3) 猟銃の保管管理

保管の設備及び方法の基準を厳格にすることについて検討する。

(4) 実包の保管管理

不要な実包を貯蔵させないための対策を講ずることを検討する。

実包の消費及び貯蔵について所定の様式に記録させること等により使用の実績を把握するための対策を講ずることを検討する。

(5) 猟銃による事故等防止

猟銃所持者の遵法意識の向上を図るため講習会の内容の充実を図る。

定期的な射撃練習を促進する。

ベテランや高齢者に対する特別な講習を行うことを検討する。

長年にわたって猟銃所持許可を受けて適正に猟銃を使用してきた者等が、それぞれの地域において指導助言を行うことができるような環境を整備し、その活動と銃砲行政が効果的に連携するための措置を検討する。

その他の論点

- ・ 罰則の強化

(6) 監督措置

立入検査を含め、より効果的な監督措置を実施していく。

(7) 銃砲行政に係る体制

銃砲行政体制の在り方について引き続き検討する。

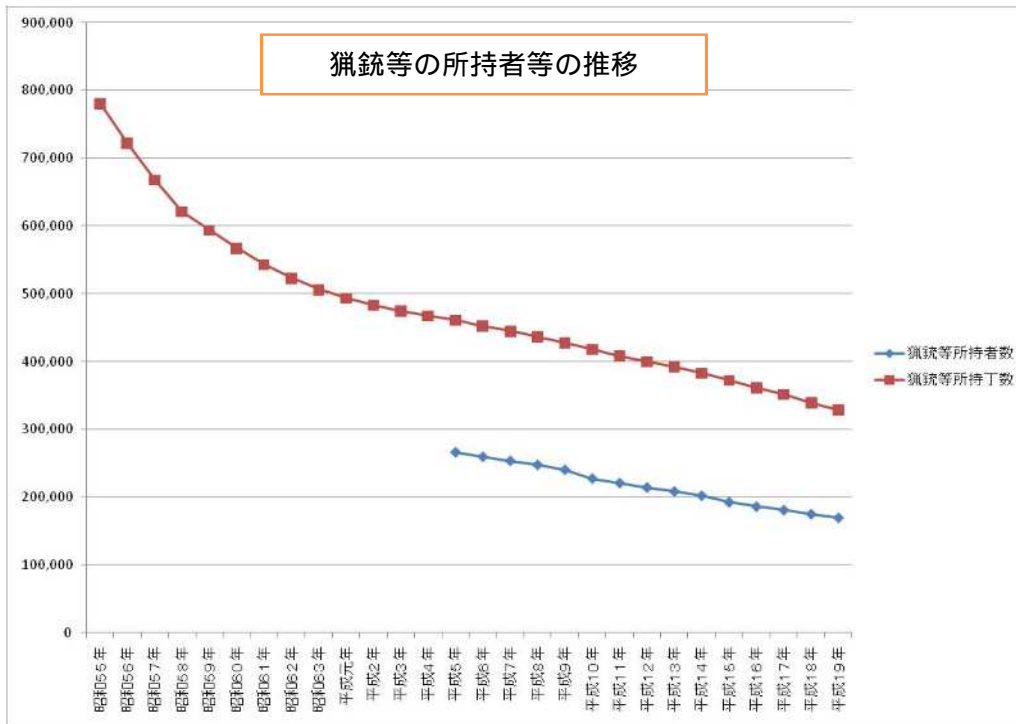
教養の充実等を図る。

銃砲刀剣類所持等取締法の主な改正経緯（猟銃関係のみ）

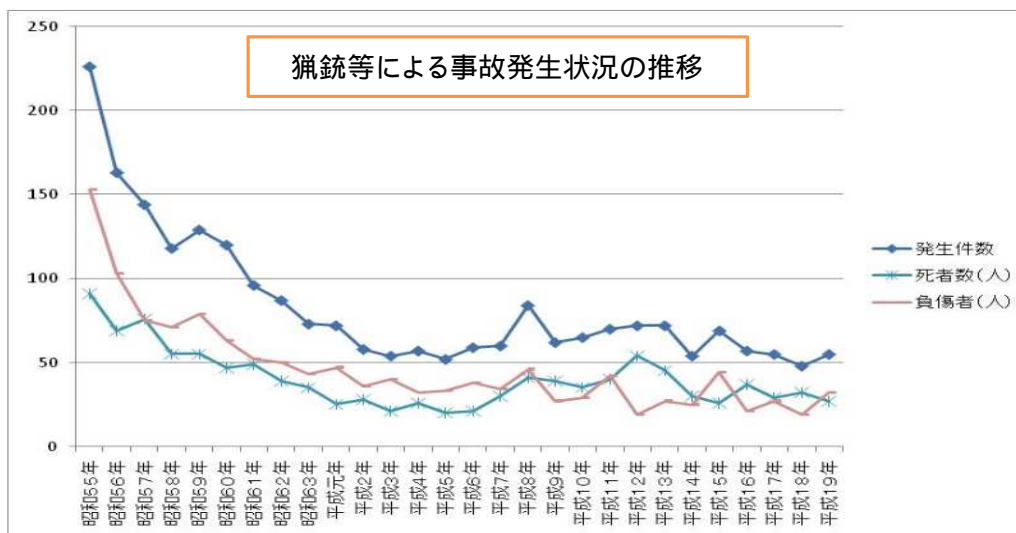
S 2 1 . 6	銃砲等所持禁止令	
S 2 5 . 1 1	銃砲刀剣類等所持取締令	
S 3 3 . 3	銃砲刀剣類等所持取締法（現行法）	
S 3 7 . 4	一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一銃一許可主義の趣旨の明確化 ・ 所持の年齢制限を 1 4 歳から 1 8 歳に引上げ ・ 同居の親族に関する欠格事由を追加 ・ 販売時の相手方確認、購入後の公安委員会による確認
S 4 1 . 6	一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途目的の明確化（狩猟、有害鳥獣駆除、標的射撃） ・ 猟銃所持の年齢制限を 2 0 歳に引上げ ・ 新規許可時の講習制度の導入 ・ 5 年ごとの許可更新制度の導入 ・ 自ら保管の義務化、保管時の実包不装填義務
S 4 6 . 4	一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフル銃の所持許可の要件の厳格化（1 0 年要件） ・ 保管基準の厳格化
S 5 3 . 5	一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欠格事由の拡大（覚せい剤中毒者、一定の罰金刑以上で 3 年以内） ・ 許可時の技能検定制度、射撃教習制度の導入 ・ 許可更新を 3 年ごとに短縮 ・ 更新時の講習会受講の義務化 ・ 猟銃等の保管委託に関する規定の整備 ・ 仮領置に関する規定の整備
S 5 5 . 5	一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請書等の虚偽記載等を不許可事由とする ・ 欠格事由の拡大（一定の罰金刑以上で 5 年以内、一定の凶悪行為で 1 0 年以内） ・ 保管基準の厳格化 ・ いわゆる眠り銃の許可取消制度の導入 ・ 警察職員による立入検査等に関する規定の整備 ・ 所持者に対する報告徴収規定の整備
H 3 . 5	一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欠格事由の拡大（アルコール中毒） ・ 練習射撃場制度の整備 ・ 危害防止注意義務、射撃技能維持向上の努力義務 ・ 許可条件、指示処分に関する規定の整備
H 1 9 . 1 1	一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発射制限違反に対する罰則の強化

* 以上のほか、けん銃等に関する改正に伴う欠格事由の規定追加や用語の整理等のための改正

を行っている。



注1 平成4年以前の猟銃等所持者数については不明。
注2 平成19年については暫定値である。



注 事故には、自殺を含む。



注1 数値は、犯罪統計の犯罪供用物から計上したもの。
注2 H16年以降は業務上過失致死傷が含まれている。H元年以前は含まれているか否か不明。
注3 同一事件に複数の種類の銃砲が使用されている場合、複数計上されている。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案の概要

第1 許可基準の厳格化及び取消事由の新設・拡大

1 許可基準の厳格化

- (1) 都道府県公安委員会は、猟銃の所持の許可を受けようとする者が、銃砲、刀剣類等を使用しないで一定の凶悪な罪に当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過していない者に該当する場合においても、許可をしないものとする。
- (2) 都道府県公安委員会は、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者が他人に対する著しく粗野若しくは乱暴な言動又は他人に対し迷惑を及ぼす行為を繰り返す等その素行が不良であり、かつ、当該許可をすることによって付近の住民が著しく不安を覚えることとなる等付近の住民の生活の平穏が害されるおそれがあると認めるときは、許可をしないことができるものとする。

2 取消事由の新設・拡大等

- 1に伴い、これらに相当する許可の取消事由を新設・拡大するとともに、これによる取消後の欠格期間について規定を整備すること。

第2 許可・許可の取消しに係る手続の整備

1 都道府県公安委員会が指定する医師の診断書の添付の義務付け

- 猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者等は、内閣府令で定める場合を除き、許可申請書に、都道府県公安委員会が指定する医師の診断書を添付しなければならないものとする。

2 調査等

- (1) 都道府県公安委員会は、銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請があった場合において必要があると認めるときは、警察職員に、許可の申請をした者との面接、同居の親族その他の者に対する質問その他の適当な方法により必要な事項について調査させることができるほか、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとする。
- (2) 都道府県公安委員会が銃砲又は刀剣類の所持の許可の取消事由が発生した疑いがあると認めるときも、(1)と同様とする。

3 取消し前の仮領置の要件の緩和

都道府県公安委員会は、銃砲又は刀剣類の所持の許可の取消事由が発生した疑いがあると認める場合において、他人の生命又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、取消し前において、当該銃砲又は刀剣類を仮領置することができるものとする。

第3 実包の所持の状況の届出

猟銃の所持の許可を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、毎年一回一定の時期に、当該許可に係る猟銃に適合する実包の所持の状況に関し、内閣府令で定める事項を都道府県公安委員会に届け出なければならないものとする。

第4 銃砲又は刀剣類の確実な引渡し

- (1) 猟銃等販売事業者、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者等は、銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付けるに当たっては、当該銃砲又は刀剣類が譲受人又は借受人に確実に引き渡されるようにしなければならないものとする。
- (2) 国家公安委員会及び経済産業大臣は、銃砲又は刀剣類が譲受人又は借受人に確実に引き渡されるようにするために猟銃等販売事業者、銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者等が講ずべき措置についての指針を定めるものとし、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第5 鳥獣捕獲目的での火薬類の無許可譲受けの廃止

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による狩猟者登録を受けた者等が鳥獣の捕獲をする目的で一定数量以下の火薬類を譲り受けるときは許可を不要としている規定を削除するものとする。

第6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

銃器関係七団体懇談会における意見の要約書

この要約書は、平成19年末に発生した猟銃による屋内暴発、隣人射殺又は友人等と呼ばし出しての殺傷事件を憂慮し、それら事故・事犯の再発防止対策等について銃器関係七団体の事務担当者による懇談会における意見の要約である。

・参加者の意見の要約

1．総論

銃器による事故・事犯対策としては、現行の銃刀法で非常に厳しく規定されており、十分対応が可能である。

現行法は、厳しく規制されており、昨年末の事故・事犯は、制度の問題でなく、一人一人の銃砲所持者の個々の資質の問題であり、人間性にある。これ以上の規制は要しない。法律遵守に尽きる。

昨年末の事故等は、銃砲所持許可制度の問題ではなく、所持許可を受けた個々の人間性にある。制度をこれ以上厳しくした場合、善良な猟銃所持者が、面倒になったり、煩わしから、猟銃の所持を諦める者が多くなり、猟と有害駆除での鳥獣の捕獲数が激減して、農林業被害対策としての鳥獣の保護管理に大きな支障をきたすおそれがある

猟銃の保管に関しては、現行法での対応が充分である。所持者への更なる啓発を実施できる方策の策定が必要である。

競技選手を銃器安全講習会活動等に招聘し、対象者を子供から大人までを広く集め、銃器の扱い方についての安全性・危険性・楽しさ等の認識の講義又はPRするようにすべきと考える。更に、銃器所持者の人的欠格者の判断の充実を図る。

銃器の規制（ハード）については、現在すでに限界まで厳しい規制であると考えている。また、ストレスの多い現代社会を考えると、今後の銃の安全使用については、教育（ソフト）が中心となると考える。

銃器所持・使用について現行の法体系は十分に機能している。そのため、更なる法体系等の規制強化は、関係する団体全ての急激な衰退をもたらす。

2．銃砲関係

(1) 銃砲の委託保管関係（委託保管制度の導入論等に対して）

現行法で定める個人保管の原則から猟銃等を保管業者に保管を委託する管理保管が主張されているが、保管業者の体制・設備等の諸点から極めて困難である。

共同保管は、銃砲が集中し、強奪等却って不測の事態になりかねないこと及び設備・管理責任の問題等の多くの難題があり、無理である。

昨年末の銃器関連事故・事犯を批判する論調のなかで、その対応として、一括集中保管を唱える向きが多いが、一括集中保管は、設備・管理者・銃器の使用上の利便を無視したものである。従来どおり、所持者の

自己責任による自宅保管の原則の下に、保管の方法等について検討すべきである。

従前の警察庁の考え方は、猟銃の集中管理を望まないとしていた。販売店で猟銃の委託保管をするようなことになれば、1店当たり800丁を集中保管することになるが、委託保管業務届出販売店の店舗規模から物理的に不可能である。補助金等で保管設備を拡充しても武器庫が472箇所できることになり、テロの対象や暴力団等に襲われるおそれも否定できず、常時警察等の警備が必要になる。

仮に、販売店で委託保管をした場合、銃所持者の要請で猟銃を手渡し、その後銃による不祥事が発生した場合「何故手渡したかと責任を負わされる可能性が大である。」現状のマスコミの報道等を考慮すれば販売店の失態として問われる可能性がある。

銃器保管に関しては、本会のナショナルチームとか特例を設けての一括管理等も仕方ないかもしれない。

射撃競技では、射撃場での実弾を使うトレーニング以外に自宅での空うち（弾を使わない）トレーニングが重要な練習方法である。このため、集中管理が実施されると競技力の大幅な低下が懸念される。又、高校生・大学生には、保管料金が大きな負担となるので実施は困難である。

銃器・火薬類等の一元管理について、銃器・火薬類等の一元管理は、大量保管の所在が公表される事で生ずる不測の事態への対応が難しくなる又保管設備と管理者の管理責任の範囲、所有者の出し入れでの時間的制約による使用回数の減少と保管中の品質保全等の問題が生ずる。また、一元管理により生ずる練習不足、所持銃の機能についての理解不足・整備不良の発生等の伴う不測の事故等保安・安全管理上の問題が多発することが予測される。

3. 火薬類関係（委託保管制度の導入論等に対して）

(1) 火薬類の譲受け関係（火薬類の購入・消費・残弾の保管管理関係）

猟銃等所持者の現在の装弾保管実数・消費実数を記録して適正の管理することは可能である。

猟期終了後の残弾は、練習射撃で消費され適正に処理していると思うが、装弾等の購入数・消費数・残弾数の記録の徹底を図るようにし、残弾がある場合は、射撃で消費するか、火薬販売店に処理を依頼する。

実包類の購入に当たっては、その都度、必要以上の購入を控えるようにし、残弾が生じた場合は、射撃場においての残弾処理と銃器操作の訓練を兼ねた射撃及び火薬類販売店への処分依頼及び狩猟、有害鳥獣捕獲又は練習射撃用の実包類の購入・消費・残弾・処分の記録の徹底を図る。

銃所持者が装弾の譲受及び消費の数量を記録することが必要である。記録を記載することによって、自身の保管数量が的確に把握でき、過大な購入を避けることができる。（産業火薬では、消費許可の伴わない少

量の発破でも、譲受及び消費の数量を記録することが火取法で定められている。) 自宅保管800個以内を担保することができる。銃所持者の在庫管理意識の向上が図られる。現行の譲受許可証には、表面に販売店から購入(譲受)数量の記載をしてあるが、裏面を使用し、譲受消費の受払数を記載することで、自身の在庫状況が把握できる。更に、猟銃用火薬類の譲受許可は、全て(標的射撃、狩猟、有害駆除)を公安委員会の許可とする一元管理が望ましい。

実包の譲受けに関しては、競技団体として各警察署が基本としている数字で動かして欲しくない。

射撃競技では、高精度を求める競技の特性から、銃砲と火薬のマッチングは、勝利に対する重要な要素であり、選手は火薬の種類、製造ロットまで重要視する。同じ規格の実包ということで、集中管理されるとすれば、競技得点は低下するおそれがある。

火薬類の消費の確認については、関係団体で統一された書式を配布し各個人が自主的に消費の記録を記入し、販売業者は、その記録を基に保管数量を超えない範囲で販売を行う。狩猟用(有害駆除を含む。)の不用火薬類は、速やかに専門業者に廃棄依頼するか又は発射処理を猟友会・射撃場・公安委員会の三者が適宜話し合いの上必要に応じた回数を実施する。

4. 事故・事犯等の防止対策関係(指導・教育・広報関係等)

猟銃等の取扱いの基本的事項の指導教養の徹底が必要である。

銃刀法関係の講習内容の充実を図ること及び各団体が個々に広報活動を行っているが、更に、関連団体が窓口を一本にして、広報活動を行い、狩猟の啓発・啓蒙のPR活動に努める必要がある。

猟銃等及び実包類の保管管理について会報等により、銃器の取扱いの基本事項についての周知徹底を図る。また、東京の家屋内暴発事故は、銃器の取扱いの基本的手順(脱包の励行・確認)を何回もおろそかにした結果の事故である。講習会での実技講習での基本的事項の講義の充実を図る

銃器所持者の3年に1回の講習会を毎年或いは期間の短縮を図り、銃所持者としてのモラルの向上等の徹底、機関誌に団体名で銃器・装弾の保管管理の徹底の広報の掲載を図る。

法令順守と自己管理(自主規制)の啓発強化については、関係団体が銃器等の所持者(新人銃所持者・所持予定者を含む。)に対する、関係する法令の解釈・遵守事項等の文書配布や講習会の開催を充実させる。更に、関係団体が共同して、競技実地練習・銃器実包の取扱い・法令順守教育等の実行強化。銃器を用いる各種スポーツ(狩猟も含む。)について一元化した広報活動を行う。

5. その他

昨年末の事故・事犯が大々的に報道されると、思い切った対応が必要ではないかと考える。

銃砲所持者がそれぞれ関係する団体に入会することによって横の連絡が密になり、情報交換の機会も得られ、個々の人となり分かり、事故等の防止に?がるのではないか。

銃砲所持者の射撃団体又は狩猟団体への加入を義務付け、互いの情報交換を通じての事故・事犯の防止に努めること等を図ることに役立つものと考ええる。

銃所持許可証の全国統一化で許可証内容を同一にする。所持許可証に現品引渡し欄（裏書）を設け記載させることにより所持許可証のコピーで銃を手渡すことが防止できる。また、所持者が譲渡したときにも何処に譲渡したかを記載することで銃の行き先が判明する。更に、猟銃等には、車両の車検制度に似合う制度がない。従って銃の個人間取引が出来る状況では、その銃が性能・基準を満たしているかどうか確認できない。また、インターネット販売の温床になる可能性がある。今後猟銃等の販売営業許可を得ている事業者経由にすることで実態把握が出来、適正、適法に管理することが出来る。

今回の事故・事犯を踏まえ、今後は、銃器を許可又は更新する者は必ず大日本猟友会、日本ライフル射撃協会又は日本クレー射撃協会の何れかに入会しなければ許可できないと言う法改正すべきである。

銃器の不信感より、銃器への慣れを行えるように、貸し銃制度の見直しをすべきである。

. 開催日時

第1回懇談会：平成20年1月22日 14時～16時10分

第2回懇談会：平成20年1月31日 10時～11時30分

. 開催場所

岸記念体育館：東京都渋谷区神南1-1-1

. 参加団体

- (社)全日本指定射撃場協会
- (社)全日本狩猟倶楽部
- (社)大日本猟友会
- (社)日本火薬銃砲商組合連合会
- (社)日本クレー射撃協会
- (社)日本ライフル射撃協会
- (社)日本猟用資材工業会

銃砲規制に関する国会会議録

- ・ 平成19年12月20日 参議院内閣委員会 1
- ・ 平成19年12月21日 衆議院内閣委員会 11
- ・ 平成20年 1月10日 参議院内閣委員会 25
- ・ 平成20年 2月27日 衆議院予算委員会第一分科会 31
- ・ 平成20年 3月25日 参議院内閣委員会 32

参-内閣委員会 平成 19 年 12 月 20 日

松井孝治君 おはようございます。年末のお忙しい時期ですが、官房長官、そして国家公安委員長始め政府側の御出席をいただきましてありがとうございます。

本日は一般質疑ということでございますが、去る十四日に発生をいたしました佐世保での散弾銃乱射事件、この問題を契機に、銃刀法の改正その他法令の改正が必要ではないかと、その辺りを中心に御質問をさせていただきたいと思えます。

まずは、十四日の極めて残忍な事件、犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、おけがをされた方々の一日も早い御回復を私からもお祈りさせていただきたいと存じます。

その上で、まず、これは警察庁の方に事務的に御答弁をお願いしたいんですけども、非常に多くの報道がなされています。いまだその事件の真相というのは解明の半ばにあると思うわけでありますが、この佐世保での銃乱射事件の被疑者に関しては、近隣住民の方から既に大分前に警察に通報があって、警察がその被疑者に接触をして、元々、銃の、これは先台というんでしょうか、そこを警察に預けるといような指導をし、被疑者も納得をしていたというふうに聞いていますが、どうもどういうわけかその後そのことがさたやみになって、銃の先台をそのときにきちんと被疑者が預けていればこういう事件起こらなかったかもしれない、こういうふうに言われているわけでございますけれども、これ、どうしてうやむやになってしまったのか、そこら辺の事情を警察庁政府参考人の方からお答えさせていただきたいと思えます。

政府参考人（片桐裕君） まず、私の方からも、本件で亡くなられた方々の御遺族の皆様方にお悔やみ申し上げますとともに、けがをされました方々には心からお見舞いを申し上げます。

本事件について、まず経緯から御説明を申し上げますと、今御指摘のあった通報でございますが、平成十七年四月に、本件被疑者の付近にお住まいの方から管轄の駐在所に対して、本件被疑者につきまして、夜中にトイレを借りに来るなどの奇妙な行動があったと、このような者に猟銃の許可を与えていいのかといったような御通報があったわけでございます。この通報、これは電話でございますけれども、この通報を受けました駐在所員は、この内容を本署の担当課であります生活安全課に報告をいたしまして、そして生活安全課の課員が通報者宅を訪れて更に詳しいお話を伺っております。

このときお話しされたのは、通報者御自身が御不在でございまして御家族の方からお話を伺っておりますが、その結果、こういった奇妙な行動があったのはそれより更に二年前のことであったというふうなことのようでございます。それを踏まえまして担当課では、本件被疑者に電話で連絡を取りまして、入院歴があるかどうかの確認などをするとともに、猟銃の重要な部品である今御指摘のございました先台を署に預けるように指導したというふうに承知をいたしております。

従来から、長崎県警察におきましては、県警独自の施策として、事件、事故の発生の防止のために、猟銃の部品のうちの大事な部分であるこの先台の保管委託を推奨いたしておりますけれども、これにつきましては何らの法的根拠はなく、所持者の協力を得て先台の提出を受けているということでございます。

御指摘の件につきましても、あくまでも所持者である本件被疑者の協力を得て保管委託させようとしたものでございますけれども、電話で、そして本人が同意したようでございますけれども、残念ながらその後、先台の提出がなかったというふうに承知をいたしております。

松井孝治君 いや、私が伺っているのは、ですから、なぜそこまでコンタクトしながら、被疑者も了承していたにもかかわらず、その後フォローしたんですか。その警察署の方で更に連絡して、提出がないけれどもどうなっているんだ、あるいはその被疑者宅を訪れてその先台を預かるということをその後努力されたんですか。

政府参考人（片桐裕君） その後したかどうかについては記録が残っておりません、また記憶も定かではありませんけれども、一般的には、長崎県警察としましては、本件はあくまでも推奨ベースのことであるので、その後提出がなくても格別の再度連絡を取るかということは一般的にはしていないということでございます。

松井孝治君 これがおかしいと思うんですよね。要するに、明らかに近所の方々から、夜中の二時にトイレを貸してくれとって、いや、この家はどこからでも入れるねみたいなことをつぶやいたというふうに言われている、そういう通報者がいらっちゃって、いったんは動いてその重要部品である先台、要するに銃を預かるようなものですね、それを使えない状態にできる、そうしておきながら、その後、向こうから音さたがないからといってほったらかしにしていたということじゃないんですか。違いますか。

政府参考人（片桐裕君） 繰り返しになりますが、この先台の提出というのは、例えば盗難の防止であるとかいうふうなことの観点からなるべくやっていたかという観点からやっているものでございまして、したがって、一般的にはそれ以上の催促はしないということのようでございます。

なお、ちなみに、本件被疑者については、この御通報があった約四か月後でございますけれども、銃の許可の更新の申請がございまして、それに対して担当課員が面接をし、なおかつ診断書の提出も求めて、更新をしても差し支えないというふうに判断したというふうに承知をしております。

松井孝治君 済みません、時間がありませんので簡潔にお願いいたしたいと思います。

今日、配付資料を皆さん、委員あるいは答弁者の方々に配付させていただいております。「猟銃 空気銃の所持許可の欠格事由」ということでございます。銃刀法という法律に基づいて、銃の保有については許可に係らしめている、そのときにこういう事情があると許可しないという欠格事由なんですね。これをざっと見てみますと、いろいろあるんですが、それから、日本の警察は世界でも類にないぐらい厳しく銃の保有許可をしている、管理をしているというふうに言うんですが、私はそこに穴があるんじゃないかと思っているんです。

それで、こういう不審な挙動がある方に対して例えば銃の保有許可を取り消せないのかということを事務的に伺いました。そしたら、どこで読むのかと、欠格事由がなければ取り消せませんと。ですから、例えば銃刀法違反で銃を暴発させたとか、そういうことがない限り、この欠格事由のどこかに当たらなければいけない。一般的に言うと、今回の被疑者のケースなどでいうと、下から二つ目、他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある場合でない限り取り消せない。

そして、これはもう報道等でも言われていますし、現場の警察官等の証言もありますが、いったん許可を与えてしまつとなかなかこれを取り消せない。なぜならば、この下から二つ目の事由に当たるかどうかということについて、相当な理由があるということを証明しなければ行政訴訟の対象になってしまう。現にそういう訴訟も起こされている。非常にそこが慎重になっていて、官房長官や大臣もごらんになられていると思いますが、いろんな、読売新聞等に出ています、現場の警察官、なかなか許可をいったん与えたら取り消せない。

後で具体的に数字も、まあ私の方からもう時間がないから説明しますと、平成十八年度、許可の更新、大体申請が四万九千人以上あります、その中で許可の不更新になった、これは五名なんですね。五名だけ、四万九千人のうち。しかも、そのうち欠格事由に基づいて、この許可基準を満たさないということで欠格事由に基づいて不許可になった、更新しないということになったというのは三名、これは警察庁からいただいた数字でございます。そういう状況で、今回の容疑者、被疑者、まあ死亡されてしまいましたから詳しい事情は分かりませんが、この方も近所から通報があつても結局のところ不許可処分にもでき

なかったと。

こういう状況にあるわけでありますが、そもそも、生活安全局長、例えば佐世保署というのは二、三百人警察官がいらっしゃる署だと伺っておりますけれども、その中でこういう銃刀法の許可とか取締り担当の方というのは、専属の方は何人いらっしゃいますか。

政府参考人（片桐裕君） 佐世保署の署員は二百四十九名でございます、この銃砲関係の許可事務に携わっている職員は、当時から現在も三名でございます。ただ、これは銃砲の所持許可のほかに、例えば風俗営業の許可とか古物営業の許可とか、そういうのを併せて、いわゆる兼任して携わっているということでございます。

松井孝治君 要するに、官房長官、大臣、泉大臣、専任の方なんていらっしゃらないんですよ。生活安全課とか生活安全係の方で、今おっしゃったような青少年の非行対策とかDVとかストーカー対策とか、あるいはサイバー犯罪、今日もう時間がないと思いますけれども、そういう、あるいはごみの不法投棄とか悪徳商法対策とか、全部担当しているんですね。そういう方々がもう本当に忙しい中で、本当に事務の一部分を銃刀法の規制に担当しておられると。したがって、さっきの先台の話も、その方がほったらかしにしたというよりは、恐らく何か忙しいほかの事案が入ってきたんだと私は好意的に解釈しているんですがね、過去のことがばかり責めるよりはむしろ今後の対応を考えるべきだと思いますから。だけれども、そういう状況にあるということをお大臣も官房長官も認識していただきたいんですが。

そこで、大臣、国家公安委員長に伺いたいと思うんですが、この所持許可の欠格事由、先ほどお手元に配った、ここの最後のところで読んでいるということなんですが、どうも五万件更新申請があって、五人分しかはねられていない。しかも、この欠格事由ではねられているのが三人しかいない、十八年で。こういうことで本当にいいのか。もう少し人員も増強し、場合によっては、私どもは、この不許可要件、欠格事由というものを弾力化する、すなわち許可をもっと厳格にしていく、あるいは不審な行動が目立つ場合は、これ銃を持つというのは固有の権利じゃないと思うんですね、人間の、原則はやっぱり銃は持たせてはいけないんだと、そこはもう少し現場の判断で不許可にできる、あるいは許可申請を認めない、場合によっては一時警察が保管をする、そういうことをもっと弾力的にやれるようにすべきだと思いますが、大臣の御見解いかがでしょうか。

国務大臣（泉信也君） 今回の事件を今解明するために努力をしております。

その中で、先生御指摘のような、周辺の方々からの御指摘の中でなぜ対処ができなかったかということも大きな問題だと思っております。

欠格事由を余りに厳格に見過ぎておるのではないかと御指摘であるかと思っておりますけれども、確かに銃は一般的に持つべきではないと、その中で特定の方に許可をするという考え方でありますので、更新の際にもここに列記してありますような項目について厳重に確認をするという作業がどうしても必要だと私は思っております。そして、むしろ不適格者を排除するという姿勢を持って第一線の警察官が所持者と対面をするというようなことをやっていくべきだと思っております、厳格にとらえ過ぎておるという御指摘も、確かにそういう点があって排除ができないという面もあったかと思っておりますけれども、むしろこうしたことをきちんとやっていく、そしてまた、周辺からの情報を的確に把握していくということがこれからの銃行政の中で重要なことではないか、これから早急に必要な部分の見直しをしていきたいと考えておるところでございます。

松井孝治君 是非見直しをしていただきたいと思うんですね。

恐らく、大臣や官房長官のお手元にはこういう事務方から上がった資料があると思うんですがね。これに基づいて私はさっきの数字、五万人で不更新が五名、そのうち欠格事由に基づく不更新は三名という話をさせていただいているわけでございます。

ちょっと別の観点から伺いたいと思うんですが、銃刀法の二十四条の二に、警察

官は、銃砲刀剣類を携帯又は運搬している者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められている場合において、その危害を防止するため必要がある場合は、これを提出させて一時保管することができるという規定がございます。要するに、怪しい者から銃を一時取り上げて保管することができるという規定がございます。

これを、例えば昨年、何件ぐらいこういう一時保管をさせた事例がありますか。

政府参考人（片桐裕君） 調査をいたしましたところ、昨年は一時保管した例はなかったというふうに承知をいたしております。

松井孝治君 大臣、官房長官、この二十四条の二の規定、一時保管、怪しい者から一時保管した例というのは昨年ないんです。ゼロなんです。

それから、銃刀法の十条の六に鉄砲の保管状況について立入検査、これができるという規定がありますね。この立入検査、昨年何件されていますか。

政府参考人（片桐裕君） 立入検査の件数については、各県では掌握しておりますけれども、私ども警察庁として統計的に掌握しているということはありませんが、多い県は数千件というところもあるというふうに聞いております。

松井孝治君 多い県、数千件ということだったらそれなりに立入検査しているのかも知れませんが、むしろそれは基本的に暴力団とか、合法銃の立入検査というのはどれぐらいしているんですか。

政府参考人（片桐裕君） ただいま申し上げましたのは、許可銃についての保管場所についての立入りでございます。

松井孝治君 是非それは、警察庁全体としてどれぐらいの立入調査をしているのか、立入検査をしているのかというのは把握していただきたいと思います。

もう一点、局長にお伺いしたいんですが、全国で三十万五千丁合法銃があるというふうに言われていますが、この合法銃、自己保管と共同保管、共同保管というのは、例えば射撃場で保管をしてもらおうとか、そういうことが認められているわけですが、自己保管、御自宅に保管されているのが何丁あって、共同保管されているのが何丁あるか、その数字を教えてください。

政府参考人（片桐裕君） 銃刀法におきましては、基本的には銃は個人の保管、個人が堅固なロッカーに保管をするということが前提、建前でございますが、ただ、長期の旅行とか入院をする場合など、盗難防止その他危害予防上必要がある場合には、一定の設備等を有します銃砲店とか、あと指定射撃場で公安委員会に届け出た、いわゆる猟銃等保管業者と言っていますけれども、ここに保管の委託ができるという規定がございます。

そこで、ではこの保管の委託をした数がどれぐらいかということは私どもは掌握しておりませんが、ちなみに猟銃等保管業者として届出があった業者の数は全国で四百七十二でございます。

松井孝治君 要するに、警察庁は、この三十万五千丁の銃のうちどれだけが自宅で保管されて、どれだけが共同保管されているかという数字を御存じない状況なわけでありませぬ。

先ほど、長崎県警では先台を原則皆さんからお預かりするように努めている、ただそれは任意だからできないという話がありました。私は、これ今どんどん、例えば都心部なんかだったらマンションでオートロックの御自宅が増えているわけですね。共同監視もできないわけですよ。ほとんど立入検査とかあるいは実際の一時保管みたいな指導もできていない。

そういう状況ですから、銃を個人の責任でどこまで持たせておいていいのか、むしろ先台を原則保管しようということぐらいであれば、銃は四百数十とか五百ぐらいであればまだ保管がしやすいわけですから、保管の管理がしやすいわけですから、例えば一つの御提案なんですが、共同保管を原則にする。例えば、警察署であるとか、あるいは競技用のライフルなどを所持しておられる方は、それは射撃場でしか撃てないわけですから、そうしたら射撃場にしっかりかぎを掛けて、そこを警察官が定期的に立ち寄りをするような、そういう射撃場で共同保管してもらおうとか、一定の銃砲店に登録をしてそこで共同保管してもらおうとか、そういうことを、費用の問題、警察署で保管するということになることをどう取るかという問題はあるかもしれませんが、発想を変えて、まあ鳥獣被害等で猟師さんがとにかく出掛けていかなければいけないというような事情はあるかもしれませんが、むしろ共同保管を原則にして個人の自宅での保管というのをできるだけ少なくしていく、もうそういう法改正、あるいは考え方を考えていくということではできないんでしょうかと。これは、大臣にお伺いしたいと思います。

国務大臣（泉信也君） 御指摘のような事柄については、大変我々としてこれからとも検討に際して考慮すべき御提案だと思っております。

ただ、一か所に集中することによって逆に犯罪を誘引しかねない、これはもう先生御指摘いただきました警察署等と、あるいは厳重な保管ということを前提にお話をいただきましたけれども、そういうことにも配慮をしなければならない。また、あってはならないことですが、長期的にある種の計画の下に預けた銃を引き取ると、そして犯罪に及ぶというようなこともございますので、このことが今回のような事件の再発を防ぐ、まあ大きな要素とはなり得ても決め手にはなり難い点もあるというようなことから、我々としては御提案を真剣に取り上げて検討をさせていただきたいと思っております。

松井孝治君 先ほど生活安全局長から、それがなければ使えない先台の部分を原則皆さんから警察署の方で預かると、そういうことを指導していたというようなお話があったわけですね。それだったら、例えば銃本体を警察署で預かってもいいわけですし、あるいは、例えば全部先台だけは警察署で預かると、例えば銃の重要部品をきちんと警察で預かるという制度を法定したっていいわけですね。そういうことを考えられませんか。それだったら別に、逆に、今おっしゃったような警察署で全部先台は預かるということにしてしまえば基本的に問題ないわけですよ。だから、そういうことは考えられませんか。

国務大臣（泉信也君） 最初申し上げましたように、御提案は受け止めさせていただきまします。いろんな分野から検討を重ねなきゃならないと思っておりますし、利用者の方々の御意向も我々は徴しなきゃならないと思っておりますので、ここでその方向に走りますということはもう少し時間をかけていただきたいと思います。

松井孝治君 それから、もうこの問題、いろんな問題がありまして、最初、私は警察の方から、日本は合法銃の取扱いというのはもう世界でも一番厳格だと言われていたんですが、どうも怪しい点が幾つも出てまいりました。

これ、ちょっと時間がなくて答弁者の方々だけお配りをさせていただいたんですが、インターネット販売が行われているんですね。新聞とかテレビで、インターネットで今銃が買えますよと。最初、私は不法銃の話、違法銃の話だと思っていたんですが、こういうものがあるんですね。これ見てみると、後で銃砲店としての許可も受けておられるという番号が後ろに記されています。見ると、インターネット通販もできると。送料で幾らで、要するに配送しますということなんです。

ところが、銃刀法第二十一条の二というのを見ますと、「許可証を提示した場合でなければ、この許可証というのは基本的に一銃につき個人が、私が銃を買うというと、その銃一丁につき一枚の許可証が出るわけです。それを「提示した場合でなければ、銃砲又は刀剣類を譲り渡してはならない。」という規定があるんです。

要するに、私、普通にこの条文を読めば、これは対面販売で許可証を見せて、恐らく多くの銃砲店ではそうされていると思うんですが、本人確認、免許証なりで本人の顔写真見て、ああこれは確かに松井であると、許可を持っていると、この銃だと、型番であるということで譲り渡す。インターネット通販だったら、そんなもの全然できないじゃないですか。こういう事例がある。

これは警察庁にも事前通告してありますが、警察庁の方からも情報は上がっていると思いますが、大臣、こういう事例、これ違法じゃないですか、明らかに、銃刀法。大臣、時間がありませんので。

国務大臣（泉信也君） 御指摘の二十一条の二というのは許可証の提示を規定してあるわけでありまして、基本的に対面でなきゃならない。あるいは、許可証を郵送するという事は、本人が郵送して求めるということは可能であると思っておりますけれども、こういう本人の許可証自体を見ることもなくネット上だけで販売をされるということは、これは正直私自身少し気が付くのが遅かったと、このように思っております。

松井孝治君 今大臣、大事なことをおっしゃったんですよ。許可証を郵送して販売するのは、郵送してインターネット通販の方に送ってそれで銃を、まあゴルフクラブのように見えるかもしれないけど、送り返してもらうのはいいかもしれないとおっしゃったけど、それは違うでしょう。許可証を郵送したら本人確認できないじゃないですか。それは明らかに法の趣旨に反していませんか。あるいは、それが法の趣旨に反していないというんなら法の不備じゃないですか。大臣、いかがですか。

国務大臣（泉信也君） この二十一条の二に言う提示というのは、相手方がその内容を確認することができる状態に置けば交付するに足りるという考え方と解されておりました、郵送という行為は提示の内容を充足しているというふうに解しておるわけでありまして。

松井孝治君 これ、時間がないですから後で我々の案をまとめますけど、そんなことをしたら、同居の家族だったら、同じ住所だったら本人確認せずに買えますよ。何で個人の許可に係らしめているんですか。全く僕は今の大臣の答弁には納得できませんが、ちょっとほかにも聞きたい点があります。

次の問題、今日は経産省にもおいでいただいておりますが、この馬込被疑者は二千七百発の実弾を持っていました。本来こんなに多くの実弾を持っているということは、これは火薬取締法違反なんですね。それは、もうなずいておられるから確認の必要がありません。

ここで伺いたいのは、火薬取締法上、警察が、まず本人が、馬込被疑者なら馬込被疑者が何発年間銃弾を買えるかというのは分かるわけで、許可しているわけですね。それはいいんですが、実際それを何発使っているのかということは分からないんじゃないかと。この銃砲店も千発銃弾を売り渡したりしているわけですが、本来は八百発以上の銃弾は保管庫なりが必要なんですけれども、千発売っていること自体がおかしいんですが、何かその報道によりますと、二百発はもうすぐ使うからといって千発買っていると。

要するに、本人がどれだけの弾を実際、まあ在庫と言ったら変ですけども、持っているかどうか、その八百発以上は保管庫が要るとか言っていますけれども、何発持っているかという在庫を何らかの本人からの報告徴収を受けている、今そういう制度はありますか、ありませんか。時間がありませんので、事実関係だけで結構です。

政府参考人（稲垣嘉彦君） 現行の火薬類取締法では、現在はそういう保管状況を把握をしておりません。

松井孝治君 泉大臣、ないんです。警察は、年間この人に何発砲弾を売っていいという許可はしておられます。だけど、それを実際使わずにどんどんどんどんため込んでおくこ

とについて、何発その人が持っているかというのは把握できる仕組みに、これは警察庁、経産省の事務方に確認しましたが、ない。

本来だったら、そういう報告をきちっと徴収するというような制度があってしかるべきなんだけど、火薬類取締法というのは、まあこれは官房長官御存じだと思いますけれども、爆発物の管理ということで規制している法律なんですね。砲弾をどれだけ持っているかと、むしろどっちかというダイナマイトみたいなものをどう管理するか、むしろ、治安上この人が三千発も実弾を持っているのはちょっと怪しいんじゃないか、おかしいんじゃないかということを経産省の法体系になってないんですが、泉大臣、この点についてしっかりと今後、火薬類取締法になると経産省の所管になりますが、むしろ治安の維持という観点から何らかの法整備を経産省と場合によっては協議の上されるおつもりはございますか。

国務大臣（泉信也君） 御指摘のように、火薬類取締法との関係については経産省とまた御相談をさせていただく必要があると思います。ただ、今回の件を、今分かっている状態で二千七百発も本人が持っていたというようなことがなぜ確認できなかったか、なぜ購入した弾の数と使用した弾の数がきちんと照合できていなかったかということについては手落ちがあったと言わざるを得ない点がございます。せっかく一年に一回この検査をやっておるわけでありますので、そういう時点で購入した弾の数と残存の数とを照合していくような仕組みが必要ではないかと思っております。

いずれにしても、こういうことも含めまして、これからしっかりと検討してまいりたいと思います。

松井孝治君 官房長官、今までの質疑を聞いていただいたと思うんですが、私は、世界一この合法銃の管理については厳しく厳格にやっています、御近所の聞き合わせも全部やっていますと、警察庁からそういうふうに聞いていました。銃刀法を、前回政府提案のものを議論していただいたときもそういう話も伺っていました。

ところが、今話を聞いてみると、この許可基準、欠格要件というのが厳し過ぎて現場は悲鳴を上げているんですね。取消しができないから家族に相談して、とにかく家族で説得して自主返納してもらっている数というのも相当数に上っている。要するに、法律の運用ができないから、法律以外で、本人の自発的意思ということで家族もろとも説得をして返納してもらっている、そういう状況に現場の警察官は置かれています。

そして、保管の状況も、今どんどんオートロックのマンションが増えている中で、個々のお宅で本当にこういう散弾銃が何丁も保管されているという状況でいいのかどうか。あるいは、本来、銃というのは個人に、一銃ごとに許可というものを付して本人は購入できるわけですが、それがインターネットで堂々と販売されている。代引き、クレジットカードで決済して送ってくるというようなことが行われている。あるいは、今申し上げたように、実弾をどれだけ本人が持っているかということについても把握できない状況になっている。こういうふうに、いろんな穴が今回の事件で明らかになってきていると思うんです。

我々は別にこんなことで党利党略を主張するつもりはありませんが、民主党としてこれは是非、政府のおしりをたたき意味でも、銃刀法その他の法令の改正案というものをまとめていきたいと考えていますけれども、これ政府として、今回の犠牲になられた方々の死を無にしないためにも、こういう事件がやはり最近相次いでいます、是非銃刀法その他の銃器規制というものを強化していただきたい。銃器対策本部長でもある官房長官から一言決意を伺いたいと思います。

国務大臣（町村信孝君） 今委員から大変貴重な御指摘を数々いただいたと思っております。

まず、今警察の方は当面事故の解明ということ全力を挙げるんだらうと思いますが、同時に、今後どういう対策を的確に打っていったらいいかということで、今委員の方から

お配りいただいた欠格事由のこうした決め方、あるいはインターネット販売が本当に許されていいのかとか、あるいは弾の保管状況のチェックでありますとか、幾つかの問題点が確かにあるんだなど。

これは確かに、警察官、本当に忙しいし、次々新手の犯罪も出るし、増員を今着々としているんですが、なかなかそれに追い付かないというようなこともございますけれども、そういう中であっても、今後どのようにしたら銃刀の厳しい管理というものができ、そして国民の皆さん方の不安を解消できるか、こういう観点から、今御指摘いただきましたが、銃器対策推進、私が本部長ということでございますから、また関係する省庁も多いようございますから、しっかりと、今回の事件の教訓を得ながら、国民の皆さん方が安心、安全な生活を送れるように鋭意検討を進めてまいりたいし、的確な対策を講じていきたいと、こう考えております。

松井孝治君 終わります。

風間昶君 まず、今回の佐世保市で起きた散弾銃乱射事件において亡くなられた方々、御遺族には本当に心からお悔やみを申し上げたいと思いますし、また、けがされた方々にもお見舞いを申し上げます。

ちょっと、少し前のことでありますけれども、平成十四年に栃木県の宇都宮でしたか、隣の方が隣の奥さんを散弾銃で殺傷させた事件について、今年の五月の二十四日、宇都宮地裁で判決が出ました。犯人の男性に対する猟銃所持の許可に過失があったということで、県に四千七百万円の支払命令が出たのであります。これに対して十日後でしょうか、県の方が今控訴しているわけでありまして、こういう状況の中ではありますが、どちらにしても、猟銃許可に過失があったという、まあ言わば警察に対する正に責任を重視した司法判断が出されたわけで、このことについて警察庁としてはどのように受け止めているのか、教えてください。

政府参考人（片桐裕君） 御指摘の事件は、過去に隣家とのトラブルのあった男に対して猟銃の所持を許可しましたところ、その猟銃を使用して隣家の女性ら二人を殺傷し、また自らも自殺をしたという事件でございまして、御遺族の方から、警察がトラブルを知っていながら男に違法な猟銃の許可を与えたことによって事件が起きたということで提訴されているものでございます。これに対しまして、本年五月に判決が出まして、警察の違法な許可によってこの事件は発生したということで、七千七百万円の慰謝料の請求が行われたというものでございます。

この事件、栃木県の方で今控訴中でございますのでコメントは差し控えたいと思っておりますけれども、ただ、こういった事件もございましたし、各都道府県警察に対しては各種会議の場を通じまして関係法令に基づく厳正な許可行政の運用を行うように繰り返し指示をし、徹底を図ってきているところでございます。

風間昶君 最近のデータだと思いますけれども、この散弾銃、ライフルの猟銃やあるいは空気銃を所持されている方々が十七万五千人ちょっといらっしゃって、出回っている銃は三十三万九千丁というふうにお聞きしていますけれども、単純計算すると一人が二丁持っているという計算に一応なるわけでありまして、そういう意味ではアメリカに比べてはるかに少ないものの、極めて我々の身近にこの銃は存在しているということだと思っております。

ましてや、猟をなりわいとする人や、あるいはそういうことで必要な機器として銃を使わざるを得ないような人もいらっしゃるわけでありまして、そういう意味で、今回佐世保の事件だけじゃなくて、同種の事件が起こってくると必ず提訴される可能性がありますので、それに、その司法の判断をまつまでもなく、今回地裁で一定の判断が出たわけでありまして、そうなりますと、国として、国家公安委員会として全国の都道府県に具体的にどのように指示していくかということが極めて大事だと私は思うんです。

今局長は何を指示したのか、ちょっと明確にもう一回言っていただきたいし、都道府県公安委員会に対してどういう指示をこれからきちっとしていくのかということを変更して伺いたいと思いますけれども。

政府参考人（片桐裕君） 今も申し上げましたように、本件まだ控訴中で、係争中でございますので、まだ具体的な問題を摘示してこうしろというふうな指示はいたしていませんが、ただ、一般的に銃砲の許可については厳正にやるようにという指示をいたしているところでございます。

また、この事件も含めて、そしてまた特に今回の佐世保における事件等々をよく検証しまして、また他方で、全国警察において行われている銃器行政の実態について、運用についてよくまたこれも点検をして、その上で問題点を抽出しながら、今後できる対策は講じてまいりたいというふうに考えております。

風間昶君 毎年四月に行われているこの銃器保持の一斉の点検を、来年は洞爺湖サミットがある関係上、一月の末から二月の中旬まで行うのを更に早めて、今回の佐世保事件をきっかけに、昨日、おとついでしたか、十八日でしたか、指示が出されたというふうに報道で分かりましたし、また十八日には、泉国家公安委員長が閣議後の会見でおっしゃっていることが、通報の扱いに落ち度がなかったか、また所持を許可された人の情報収集の在り方も検討したいというふうに述べられたと報道されていますけれども、具体的にこれをやったのかやらないのか、あるいは情報の在り方としてどうするのか、これを是非、泉国家公安委員長に承りたいと思います。

国務大臣（泉信也君） 今回の佐世保の事件につきまして、時系列的にどういう警察が行為を取ったかということがかなりの部分は解明をされておりまして、今朝ほど来御議論もございましたように、今回の銃を乱射した当人に対して電話をする、あるいは診断書をきちんと見るというようなことをやってきたことは間違いのない事実であります。

ただ、それが十分であったかどうかということを考えるときに、事件が起きておりますだけに、決してこれでよかったということにはならない点が残っておるのではないかと。そういう点を解明するためにも、今回の事件の全容をまず明らかにするというところに今積極的に取り組んでおるわけです。

同時に、先ほど局長が答弁いたしましたように、これまでも銃の保持、管理についての注意は喚起してきたわけでありまして、この際、もう一度我々としては、当面取り組むべきことは何か、そしてまた、将来に残される課題は何かというような姿勢からこの問題に対処したい、銃の問題に対処したい、このように考えておるところでございます。

風間昶君 先ほどの松井委員の質問にもありましたように、この所持許可のやはり審査の在り方に、私はもう一回きちっと適正な審査が行われるように見直しを含めた議論をすべきではないかというふうに思います。

そして、一度取ったら、もう取消しになることはかなり難しいのが現状ですよね、欠格条項を除いては。したがって、余り頻繁に銃の事件が頻発することをかんがみると、銃を取り上げていく、許可の取消しということについてもう少し実効性をあらしめる検討が具体的に必要でないかと思えますけれども、そのお考えありやなしや。

国務大臣（泉信也君） 今回の事件が発生いたしましたして一週間経過をして、今ここで確たる方向性を申し上げるにはもう少し時間をおかりしたいと思いますけれども、今回、私どもが取り組もうとしておる中に、具体的には許可及び更新時の審査の在り方というのが一つの重要なポイントだと、それから市民からの情報をどう受け止めていくか、それにどう対処していくかということなどが今回の我々の対処するべき一つの大きなポイントではないかと、こんなことでこれから検討を至急行いたいと思っております。

風間昶君 この事件の後、総理は、いろんな問題があるんだろうと、使用基準とか管理とか、その中身についてよく検討しなければならないということで、規制強化、銃に対する、検討する側の方向性の御発言がありました。それに対して指示を出されたというふうに報道で出ております。この生活安心プロジェクト関係閣僚会合の席上、指示をされたというふうに報道でなされていますけれども、具体的に国民生活の、国民の生命、安全を担われる、国家公安委員長だけじゃなくて、その担当大臣であります岸田大臣は、そのことをどのように指示を受けて、そして銃規制の具体化を政府全体としてどのように図っていくのか、お考えを伺いたいと思います。

国務大臣（岸田文雄君） 今回の佐世保での乱射事件、十二月の十四日に発生をしまして、今、容疑者が自殺したこともあり、その全貌究明のために努力が続けられているところであります。そして、先ほど泉大臣からもありましたように、銃規制の在り方等についても関係省庁におきまして検討が行われていると認識をしております。

私自身、政府の銃器対策推進本部の副本部長という立場に立たせていただいておりますが、こうした関係省庁の検討の状況、これを見させていただきまして、各省庁間の総合調整をする必要があるということになりましたならば、銃器対策推進本部としましても、こうした総合調整を図るべくこの本部を動かしていかなければいけない、そのように思っております。

そういった形で、政府としましてこの問題、政府全体で取り組んでいきたい、そのように考えております。

風間昶君 お言葉ですけど、今までできている銃器対策本部は、むしろ暴力団や、いわゆる一般の猟銃やあるいは空気銃を持っている方々に対する銃器対策本部ではないと私は認識しているんですけども、それに間違いはないと思いますが、新たに、したがって一般の猟銃を取り扱う人に対する銃規制の在り方もここで検討していかなきゃならないと思っておりますが、どうですか、そこは。

国務大臣（岸田文雄君） 生活の身近なところにあるこの銃器のありようというのは、国民の安心、安全、生活におきまして重大な関心事だと認識をしております。今回、許可を受けている銃規制の範囲内での銃器のありようが今問われているわけですが、こうしたありようも国民の重大な関心事ということで、しっかりと政府としても取り組んでいかなければいけない、そのように思っています。

田端委員 おはようございます。公明党の田端正広でございます。

きょうは、銃規制の問題で質問をさせていただきます。

先般、長崎県佐世保市での猟銃乱射事件というのは大変に衝撃的な事件でございました。これまで、どちらかといいますと暴力団対策としての銃刀法の改正等を主にやってまいりましたが、一般人が合法的に猟銃等を所持して、そしてそれが事件、事故につながるということについては、これは今回の事件を通して大変大きな問題提起がされましたから、ここは国としても政府としても、また議会においても議論を進めていかなきゃならない大問題だ、こう感じます。

それで、ことしになって、例えば二月に埼玉で散弾銃による射殺事件というのがありました。また、五月には鹿児島で金融業者が弟さんを射殺するというような事件も起こっていましたが、この十二月には東京で子供さんがライフルを誤射して弟さんのとうとい幼い命が奪われる、こういう事件等が相次いでおります。

つまり、猟銃、散弾銃、ライフルあるいは空気銃、これらによる事件が近年どのぐらいあったのか、そしてまた、今許可されているのは十七万五千人ぐらいだと聞いておりますし、また三十万丁ぐらいあるというふうに聞いておりますが、その辺についてお尋ねしたいと思います。

片桐政府参考人 お答え申し上げます。

まず、猟銃等の許可丁数でございますが、平成十八年末現在、三十三万九千九百九丁でございます。これは、御参考までに平成十四年末と比較いたしますと、四万三千二百五十八丁減少いたしております。

それから、猟銃等を使用した事件、これは刑法に該当する罪でございますけれども、この件数につきましては平成十八年が七件でございます。御参考までに申し上げますれば、平成十四年が十三件でございます。

さらに、猟銃等の事故の件数でございますが、これは猟銃等を使った自殺も含めてでございますけれども、平成十八年が四十八件でございます。ちなみに、平成十四年は五十四件ということになっております。

田端委員 今も、事故の数等も大変多いわけでありまして。

この問題で問題なのは、猟銃、空気銃の所持許可の申請手続から許可をもらうまで、この縦系列といいますか、まず申し込みをして、筆記試験があつて技能検査があつて、そして実施の講習とテストがあつて、そして交付の、所持許可が出る、それから実際に猟銃の確認ということで番号等が警察で確認される、こういう約五段階ほどの段階があります。

それで、平成十八年で当初講習を申し込んだのが五千二百四名だと聞いておりますが、最終的に所持の許可になった方との間で千二百三十五人が交付されなかったということ、そういう意味では、申請の数から実際には二割前後の人が許可を受けられなかった、こういうことになるとは思いますが、しかし、この間が大体三カ月だと聞いています。こういう手続のあり方でいいのだろうか、この段階と手続のあり方、これが一つです。

そしてまた、一たん受けたら、更新の期間というのは三年だと、生年月日等から計算するそうであります。原則、猟銃は二十以上、そして空気銃は十八歳以上、こういうことでもあります。いろいろな精神的な病気とか欠格事項がない限り、それらは三年でまた更新ということになります。この三年という期間が果たしてそれで妥当なんだろうか、こういうことも感じます。

以上、手続の段階が今の状況でいいかどうか、そして三年という状況が果たしていいのだろうか、この辺のところ、警察庁の方ではどういうお考えでしょうか。

片桐政府参考人 お答え申し上げます。

猟銃等の許可の流れは今委員御指摘のとおりでございますが、重ねて申し上げますと、

まず猟銃等の講習会、これは法令とか取り扱いに関する知識について行いますけれども、あと射撃教習等、これは実技でございますが、これによって一定の知識とか技能を身につけているかどうかということを確認いたしまして、認められれば、その上で、今お話があった統合失調症とかうつ病とかといった病気にかかっていないかどうか、かかっていれば、これは欠格事由になります。

それから、暴力団等の関係者でないかとか、また、他人の生命等に危害を及ぼすおそれのある者でないかどうかといったようなことで欠格事由の審査を行って、これに該当しない者に対してのみ許可を与えるという形になっております。

許可後でございますけれども、主に三年ごとに更新が必要でございますが、更新の申請があれば、今申し上げました欠格事由に該当するに至っていないかどうかとか、また、銃砲が許可の用途に使用されているかどうか、使用実態があるかどうかといったことについて審査を行って、取り消し事由に該当するということが判明した場合には取り消しを行う、また不更新を行う、また、引き続き三年以上銃砲を使っていないということであればこれも取り消すことができるという形になっておりまして、大変厳しい規制になっているというふうに考えてはおります。

それから、有効期間、更新期間の短縮をすべきではないかという御指摘でございますが、猟銃等の許可の有効期間は、昭和五十三年の銃刀法改正で、それまで五年であったものが三年に短縮されております。これを短縮するということは、一方で不適格者を早期に発見、排除できるという効果もございますけれども、他方で、許可を受けている方の御負担の問題のほかに、私どもの体制の問題とか、またきちんとした審査を毎年毎年行うことができるかどうかといったような問題もありまして、そういったことも踏まえて検討しなければならない。

またさらに、今現在、少なくとも年に一回は直接に許可を受けた方においでをいただいて、面接をしながら、また銃の使用実態とか銃の状況とかを確認しておりますので、こういった制度等もあわせ考えて総合的に検討していく必要があるというふうに考えております。

田端委員 例えば欠格事由については、精神病等で適正な取り扱いができないおそれがある者、または認知症である者、こうなっています。これは、果たして自分でそういうことを言うのかどうかということについては、公安委員会が医師の診断ということで判断するとすれば、みずから自分がおかしいんですということ、現実問題、そんなことを言うのでしょうか。だから、欠格事由についての該当事項はたくさん並べてありますが、どこでどういうふうに判断するかということが非常に難しい問題だ、こう思います。

それで、今の三年等についてもこれはぜひ御検討いただきたいと思いますが、もう一つは、今回の馬込容疑者は、散弾銃三丁と空気銃一丁、そして、自宅で管理できる実包の弾数が八百発であるにもかかわらず、二千七百とかという実包を所持していた、こういうことが言われています。

そうしますと、この管理のあり方ということも非常に大きな問題をはらんでいるのではないかと。特に今後は、例えば実包については銃砲店に預けておいて、使うときだけ借りに行くとかいただくとか、そういうやり方、あるいは、今回のように事件が起こりますと、銃の管理も、第三者機関かあるいは警察かどこかにきちっと管理しておいて、そして使うときだけ自分の銃を使うとか、ちょっと面倒かもわかりませんが、何かそういうことでもしない限り、これは非常に難しい問題だと私は思います。

そこで大臣、今申し上げたことをぜひ御検討いただきたいと思いますが、例えば、今ちまたで言っていることは、もし自分の家の隣の人が猟銃を持っているということがわかれば気持ち悪いというんですね。物の言い方も気をつけないといけないし、うっかりともし何かで変なことになったら怖い、そういうことを国民の皆さんは思っているわけですから、銃の管理のあり方、これは一刻も猶予のないところにあるのではないかと、こう思います。

まず、今回の事件から出てきている問題提起がたくさんあると思いますので、この実態

をきちっと整理していただいて対応すべきだ、こうと思いますが、特に所管の大臣として国民の皆さんにきちっと御決意を表明していただくことが国民の皆さんの安心にもつながる、こう思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

泉国务大臣 今回の事件は、まさに市民の憩いの場所で乱射をするという、想像を超えた事件でございます。我々としても大変大きなショックを受けております。お亡くなりになりました方々お二人に対する御冥福を祈りますとともに、けがをなさいました六人の方々に一日も早く立ち直っていただきたい。特に、お子さんの二人はまだ十歳前後のお子さんでございますので、心の傷を後まで残さないようにしていただきたいと思っております。

委員御指摘をいただきましたように、国民の皆さん方は銃に対する不安を大変お持ちになったということは疑えない事実でございます。本事件を契機に、私どもとしては、世界一厳しいと言われております我が国の銃規制に対してそうした不安をお持ちいただいたことを大変真剣に受けとめまして、これをどうやって払拭していくか、信頼を回復するかということに取り組まなければならないと思っております。

実は、このため、本日開催されました犯罪対策閣僚会議におきまして、許可を受けた猟銃等とその所持者すべて、いわゆる十七万人、三十万丁総点検のための一斉検査を可及的速やかに実施するという、そしてさらにもう一つは、警察庁内にプロジェクトチームを立ち上げまして、年度内に銃砲行政の総点検を実施することについて発言をし、総理からも早急に作業を進めるようにという御指示を受けたところでございます。

これらを踏まえまして、今回のような痛ましい事態を招来しないように、銃規制の厳格化のための対策を早急に進めてまいりたいと考えております。

その中には、先ほど御指摘ございました、実包の八百発というのが二千七百発もあったという実態、あるいは、これまでも言われておりますようにどこかに銃を預けるといような方法はどうかというような事柄も含めまして、全部見直して取り組みたいと思っております。

田端委員 国民の一刻も早い安心した社会が実現するように、警察庁あるいは関係省庁においてぜひ御努力をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

中野委員長 次に、吉井英勝君。

吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

私も、佐世保のスポーツクラブでの銃乱射事件につきまして、まず、犠牲となられた方の御冥福をお祈りし、負傷者の方また御家族の方に心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。

きょうは、その銃器規制の問題について質問をいたします。

あの事件で国民がみんな衝撃を受け、不安に思った一つは、何だ、銃器の保管というのは、事実上、ほったらかしといたしますか、野放しと言ったら言い過ぎかもしれませんが、そんな状態じゃないかということに驚いているわけです。

昨年一年間の猟銃、空気銃の所持許可件数は二万件で、不許可になったのは十一件です。ですから、申請すればほとんど許可されているというのが事実ですし、二〇〇二年二月からことし十二月十四日までの約六年間に許可猟銃を使用した事件を見ても二十一件、犠牲になった方が、これは本人が自殺した分も含めると二十三件になりますね、殺人事件です。ですから、やはりこの保管をきちんとなしと安心して住めないじゃないかというふうに思うんです。

最初に政府参考人に伺っておきたいと思うんですが、私も車に乗るときは運転免許証はもちろん取るし、それと別に車を持つときに車庫証明が必要で、ですから、私の家もちゃんとガレージがあるかどうか、車庫証明を警察の方が、警察関係のOBの方が来る場合も

ありますけれども、一軒一軒きちんと調査に来ているんです。

猟銃等の使用許可を受けた人でも、実際にきちんと、どういうところに保管しているのかということ、その保管については実は調査されていないと思うんですが、調査していますか。

片桐政府参考人 猟銃の許可時と更新時、それからあと一斉検査時とございますが、許可時の場合には、これは各県によっていろいろ運用に差はあるようでございますが、現場に行き確認をする。現場というのは、猟銃については堅固なロッカーに保管しなければならないという銃刀法の規定がございますので、そういったロッカーであるかどうかということを確認する。それから、一斉検査のときにも、その保管の状況についてはこちらから質問をして、場合によっては保管庫の写真を見せてもらうとかいう形で確認をするとか、また更新時にもやはり同じように確認をするというふうな運用はいたしております。

吉井委員 あらかじめ伺ったんですけれども、車庫証明のときのように現場にきちんと行って、こういうところで銃器の保管をする保管庫があるとかやっているという確認なしに、現実にはまかり通っている。だから、そこは本当に、普通の国民は皆持っていないわけですから、それがまかり通っていること自体が心配な話なんです。

猟銃というのは、先台という部品を外して、これを警察か銃砲店か射撃場の保管庫でふだんは預かるようにすれば、これがなければ通常の猟銃は使えないわけですし、ライフルなどになってきた場合に、スプリングと撃鉄とか、こういうものをきちんと分離して預かるということにすれば、そうすれば、いよいよ猟に行く、このときに、何日から何日まで猟に行きますからということで届け出て保管庫から取り出す。猟が済んだら、何発弾丸を使ったのかとか、あらかじめ購入した場合にはさらにそれに幾ら購入したかとか、弾の員数がきちんと確認されるようにして、そして管理をきちんとするようにすれば、本来これは解決できる話じゃないかと思うんですね。

ただ、お話を伺っておりますと、全部の銃そのままだったら大変だと、それはまあ大変だろうと思うんです。ですから、私が言っていますように、先台とか部品にしまえば、きちんと管理するのにそれほど場所もとらずにできるわけですし、ただ、そのときに法的根拠がないとこれはできないというお話ですから、あくまでもお話しして御協力いただくしかないというわけですから、私は、この機会に猟銃等の銃器について、許可されたものについてもやはり保管について法的根拠をきちっと持って、そして市民生活の場に銃器が存在しないようにする、そういう法整備が必要だと思うんですが、ここは大臣に伺っておきたいと思います。

泉国務大臣 銃あるいは実包の管理につきましては、これまでもそれぞれの警察でやってきたというふうに私は思っておりますが、そういう中で今回のような事件が起き、今御指摘のような、銃あるいは部品をある場所に預けることによってこうした暴発事故を防ぐという方法もあるのではないかという、確かに一つの考え方だと思っております。ただ、直ちにそのことに向かうかどうか、これは、もう少し実態を調べさせていただきまして上で、必要があればそのような対応をとらせていただきたいと思います。

なお、今回の件に限って言いますと、容疑者自身も銃を安全に保管するというような、いわゆる銃庫というんでしょうか、そういうものを備えておいたということは確認しておりますが、何しろ、それだけでは問題を防ぎ得なかったというのも事実でありますので、御指摘の点を踏まえて、なお検討させていただきたいと思っております。

吉井委員 実態をよく調べていただく、これは当然のことで、やってもらいたいと思うんです。ただ、要するに、銃というのは狩猟のときしか要らないわけですよ。あるいは射撃場で使うときしか要らないわけですから、それまでは、ふだんは、銃の本体は仮に家で保管庫に持っていたとしても、先台の部分とかあるいはスプリング、撃鉄に相当する部分とか、その部分を外してそれを保管しておいてもらって、使うときにそれを持ち出して、

また終わったら返すとか、それをやろうと思ったら、法整備をしないとできない。それはそうだと思うんですね、人の所有物ということになりますから。だから、それは私は、調査の上やはり速やかにそれを実現していくという取り組みが今緊急に求められていると思うんです。みんな心配しているんですよ。

もう一度伺っておきます。

泉国务大臣 先ほど申し上げましたように、十七万人、三十万丁総点検、あるいは銃砲行政の総点検ということをやらせていただきまして、御指摘のような点の対応を考えたい、このように申し上げたいと思います。

大島委員 民主党の大島章宏でございます。

佐世保の散弾銃使用によるスポーツ施設における殺傷事件について質問をさせていただきます。

質問に入る前に、亡くなられました倉本さん、藤本さんの御冥福をお祈りしたいと思いますし、また六人の方が重軽傷を負われていますので、一日も早い御回復をお祈りしたいと思います。

さて、非常に残念な事件が起こったわけですが、実はきのう、この質問に先立っているという、どういう質問をするかということと事前に通告させていただきましたが、きょう、銃器対策推進本部というのが政府にありまして、その本部長が内閣官房長官だ、そして副本部長に岸田内閣府特命大臣が当たられておる、そしてまた国家公安委員長もその副本部長でありまして、私は、きょうは主に泉大臣にお伺いしようと思っておりましたが、やはりこれは、官房長官が銃問題の責任者だというお話をいただきましたので、官房長官の時間をいただきましたので、今回の事件発生を受けて、官房長官として、あるいは政府の銃器対策推進本部の本部長として、どのようにこの事件を受けとめているか、最初にお伺いしたいと思います。

町村国务大臣 今、大島委員御指摘の猟銃の乱射事件、私からも、亡くなられた方にはお悔やみを申し上げ、けがをされた方にはお見舞いを申し上げたいと存じます。

福田内閣発足のときから、安全、安心を重視する社会をつくりたい、こういうことでいろいろな政策を展開しているわけですが、けさ閣僚会議がございました。これは銃器対策ではなくて、もう少し広い犯罪対策閣僚会議というのがございまして、けさはそれを開催したわけですが、その中でも、総理の指示ということで、こうした事件が発生したことを重大に受けとめなければならないという御指摘があったところでございます。

もとより、私も同じ考えでございまして、目下、警察を中心に事実関係の解明ということをしっかりやっけていただいているもの、こう思いますが、そうした解明の結果を踏まえながら、こうした事件が起きない、再発しないためには本当にどうしたらいいだろうかということ、思い切って、しかもできるだけスピーディーに答えを出して、それを実行していくというふうに考えております。

銃の保管であるとか弾の保管でありますとか、どうもいろいろな問題点も少しずつ浮かび上がっているような気がいたします。ただ、正確なことがまだちょっとわかりませんので、その辺をしっかり受けとめながら、万全の対応をしまいたいと考えているところでございます。

大島委員 一斉に新聞、マスコミ関係が現状について随分調べて記事にさせていただいているようですが、警察庁の発表等では、日本に三十万丁、散弾銃が二十六万三千七百二十五丁、ライフル銃が四万一千四百五十四丁、空気銃が三万三千九百三十九丁、これだけ日本国内にあるということでございます。

今回の事案、事件について、いろいろ事実関係が少しずつ明らかになってまいりましたが、どうもその内容を見ますと、警察の対応に問題があったんじゃないか。近所の人から

の通報や、お母さんまで、息子が言うことを聞かない、何を考えているかわからない、こういう話があったにもかかわらず、彼が銃を持ち続けたというところに、官房長官といいますが、今、対策の本部長からもいろいろと問題があったようだというお話がございましたが、明らかに問題があったのではないかと私は思うんです。

私たち代議士も、あるいは政治家も、あるいは政府も、国民の、いわゆる納税者の方々の期待にこたえるのは何かというと、国民の生命財産を守るという一言に尽きるんですね。ところが、不十分だったということが今回、この事案でわかったわけなんです。

したがって、この間警察庁からもいろいろ話を聞きましたが、私たちには特に問題はなかったんです、きちっとやっていたという趣旨の説明があったので、私も、それは違うんじゃないか、自分の自己保身を図るんじゃないかと、国民の立場に立って、今回の事案をベースに、何が問題だったのか、自分たちに不備があればこういうところは不備があったとはっきり言うべきじゃないかということを強く申し上げたわけではありますが、国家公安委員長として、今どのようにこの問題についてお受けとめなのか、お伺いしたいと思います。

泉国务大臣 今回の事件は、先ほど官房長官からもお話がございましたように大変痛ましい事件でございまして、あってはならない事柄だと思っております。特に、国民の皆様には不安や心配をおかけすることになったことを私どもは大変深く受けとめて、早期に信頼回復をすることが喫緊の課題である、こう認識しております。

このため、本日開催されました犯罪対策閣僚会議において、許可を受けた猟銃等とその所有者すべて、十七万人、三十万丁総点検のための一斉検査を可及的速やかに実施いたしますとともに、警察庁内にプロジェクトチームを立ち上げて、年度内に銃砲行政の総点検を実施することについて発言をし、総理から早急に作業を進めるようにという御指示を受けたところでございます。

これらを踏まえまして、今回のような事件が二度と起こることがないように、しっかりと銃規制の厳格化のための対策を立ち上げてまいりたいと思っております。

大島委員 先ほど、田端委員からもそういう御指摘があって、泉国家公安委員長がそうお答えになっておったわけですが、そこで、年度内に三十万丁の銃の点検を行うということですが、こちら辺からはどうも岸田担当大臣の範疇ではないかと私は思うんです。

これは銃器対策の担当大臣というのですから、まさに銃問題については岸田大臣ということで、きのういろいろ話したときには岸田さんのお名前は出てこなかったもので、科学技術の方かなと思って、きのうは答弁は結構ですと私は言ったんですが、けさになって、新聞を読んで岸田大臣が銃器対策の担当大臣とわかりましたので、改めて、岸田大臣、今の国家公安委員長の発言を受けて、どんな銃の点検を行うのか。三十万丁を年度内に行うというのですが、どんな点検を行うように指令を出しているのか、お伺いしたいと思います。

岸田国务大臣 銃器対策担当大臣の役割、ちょっと整理をさせていただきたいと思いますが、まず、こうした具体的な事件の発生を受けて、今回の佐世保市の銃器乱射事件を受けて、今、泉大臣からも答弁がありましたように、泉大臣のところでは、まずは全容解明に努力をされておられる、また銃規制のあり方につきましても再点検をされておられる、そういった努力をされておられるわけですが、一つのこの事案を受けて、関係各省庁がそれぞれの所掌において具体的な検討や努力をされる。その中で、省庁横断的に総合調整をするという段階になりましたら、銃器対策担当大臣が総合調整を行う、これが銃器対策担当大臣の役割だというふうに認識しております。

今、具体的なその規制のあり方、それから点検、こういったことは、まずは泉大臣のところできちんやりやっただき、その結果を受け、また、他の省庁での検討等も行われたならばそういった結果を受け、それを総合的に調整するという段階になりましたら、私が担当大臣として総合調整をしなければいけない、こういった役割を担っていると認識

をしております。

大島委員 「銃器対策推進本部の設置について」という文書、ホームページから出したものをいただきましたけれども、今のようなお話だから、結局、だれが責任者でやっているんだかわからなくなっちゃっているんですよ、これは。泉大臣のところなのか。銃器対策、内閣府特命担当大臣とついているんですから。具体的なものは泉さんのところだということですね。

警察庁の方でも、三十万丁、これは指令を受けてどういうことをやるのか。先ほどのお話を伺っていると、どういうところに保管しているのか写真を持ってこい、どうやっているのだと面談をするのかわかりませんが、この際、やはりきちっと立入調査をするということが私は必要じゃないかと思えますよ。

同時に、更新のとき。お母さんまで、息子が言うことを聞かない、何を考えているかわからないと不安を訴えているわけですね。近所の人からも通報が何回かあったということですよ。にもかかわらず更新手続をしているということが、どうもおざなりの管理体制になっているんじゃないか。

実は幾つかの新聞の中に、かつて、この方は米ルイジアナ州で過って射殺された十六歳の留学生のお父さんが、一生懸命、今、銃を何とかアメリカ社会からなくしてもらいたいという運動をしているわけでありまして、ニューヨークでも二十二歳の長男が射殺されたということで、福岡の砂田さんもストップ・ガン・キャラバン隊というのを組んでやっているんですが、その方は、銃を持って何が悪いんだと抗議のメールを何度も受けたり、あるいは、若者から銃を撃てみたいと聞くことも多く、海外の射撃場は日本人であふれているというような記事も目にしました。

私は今、日本は安全はただというような安全神話というのがありましたけれども、ここまで来れば、日本の国の安全というものは非常に損なわれたということで、認識そのものを変えなきゃいかぬと思うんですね。

そこで、泉大臣は先ほど、銃の総点検を命じた。岸田さんは、泉大臣のところの所管だ、こういう話なんです、何をどういうふうにやるのか、どういう指示を出したんでしょうか。

泉国務大臣 これまでも、三年おき、そして毎年、それぞれの銃の所持者の状況あるいは実包の保有状況等を調べてまいったわけですが、今回は、すべての許可猟銃及びその所持者を対象に行うものでありまして、具体的には、きょう実は都道府県の関係担当課長を呼んでおりまして、きめ細かな、具体的な通達を踏まえた指示をいたす予定でございます。

従来のやり方で足りなかった点、そういうものを反省した上で、今回通達を出すわけですが、この中で、例えば、十分な時間をかけた面接の実施等に相応の時間を要すると考えられる、これらに見合う十分な期間を設定することというふうに、ただ三十万丁を、あるいは十七万人の方に面接をするだけではなくて、十分成果が上がるようにということも含めて通達を出すことにしておるわけでございます。

また、先ほど申し上げました銃行政全体の見直しにつきましても、これは銃の預かり方、実包の預かり方、あるいは検査期間等も含めたすべてを見直すということでございます、今まで行ってきた銃行政をもう一度第一歩から見直すという姿勢で臨みたいと思っております。

なお、今さら申し上げることはございませんけれども、今回の長崎・佐世保の事件につきましても、一応、警察としては、周辺の方から電話をいただき、そしてその周辺の方にお話を伺う、また、本人へ電話をする、あるいは診断書に書いてある事柄を確認する、そうしたことはやらせていただいております、形式的に流れておったということではございません。

ただ、今日こうした問題が起きたということは重大なことでございますので、先ほど申し上げましたように、原点に返って徹底的に見直しをしていく、その上に立って、法律の改正等が必要であればまた御相談をさせていただきたい、このような取り組みをいたして

おります。

大島委員 報道機関でのお話であります。男は銃を持って自宅の周りを歩き回るようなことをしていた、もともと変わった男という印象を持たれていたようだ、近所の人不安を抱いて、危ないんじゃないかと警察に訴えた、ところが警察は取り合ってくれなかったと。こうした不審な情報が寄せられた場合、許可の更新を見合わせたり、銃を取り上げたりすべきではなかったかという指摘がありますが、私も全くそのとおりだと思うんですよ。

ところが、精神科のお医者さんの診断書がないから更新をしたとか何かという話だけでも、これは、こんな情報が言われて、私が警察官だったらやはり取り上げますよ、しかし、取り上げるルールがないんです。許可するルールはあるんですよ。これはいろいろ見ると、許可するルールはある、更新時もあるんでしょう、精神科の医者が許可しなければだめだとか。でも、一回許可してしまうとそれを取り上げるルールがないところに問題があるんですよ。警察官だって、ルールがないのに、むやみに、はい持っていきますよというわけにいかないんです。だから、そのルールがないところに法的な欠落があったんじゃないかと私は思いますよ、今回の事件。

少なくとも二人が亡くなっているんですから、泉大臣。二人亡くなっているんですから。それも、何か問題があったりなんかじゃなくて、一般市民なんです。私たちは生命財産を守る責務を負っているわけですよ。だから、泉大臣にもぜひそこら辺、単なる国家公安委員長として全国に指示を出したというだけじゃなくて、どんなことをやるのか、そして、それをやれば再発が防止できるのかという、そこまで突っ込んでもらわないと国家公安委員長の責任は果たしていないと私は思いますよ。指令を出すのが国家公安委員長じゃなくて、国民の生命財産を守るのが国家公安委員長ですよ。三十万丁も日本国内にあるんですから。

具体的に先ほど提言も出ていましたが、例えば、先台というんですか、銃の一部を預かる、これも大事なことだと思います。本当は全部預かるのがいいでしょうけれども、保管場所のスペース問題がある。その預かり先としては、例えば警察署も考えられる一つでしょうし、協会あるいは射撃場、猟友会、そういう第三者機関のところに預けて、使用するときだけ先台というのを持ち出して使うという形に最低限でも改めてもらいたいと思います。

あるいは、そのときに保証人というか、取り出すときには銃一丁につきどなたかが一人、銃を持つときには保証人を必ず置いて、その人と一緒にとりに行くとか、そのくらいにしていたらいいかと、こういう事件が私は重なってくると思うんですね。ニューヨークとかアメリカの方で一生懸命銃規制を訴えたって、日本国内でこういう同じようなことが起こるんじゃない、どうなんだろうというような意見も出てきていますよ。

これは、いろいろ聞いていたら、やはり国家公安委員長の責任みたいですね。岸田さんはそういうセクションじゃなくて、どうも全体的なことだということから、やはり最終的には国家公安委員長の責任になってくると思うんですが、今申し上げた銃の管理のあり方、更新のときの手続、あるいは銃を所持することの認可の取り消し、このところのルールが明確じゃないということに、今回の事件が起こったんじゃないかと私は明らかに思うんですが、再度、国家公安委員長の御所見を伺いたいと思います。

泉国務大臣 先ほど御指摘がございました、私の立場は指示するだけではなくてまさに国民の生命財産を徹底して守るという事柄は、重く受けとめてこれからも努めてまいります。

幾つか具体的な事例を出していただきました。それらもすべてこれからの作業の中で、これまでも衆参の委員会でも御指摘をいただいておりますので、きちんと答えを出して対処してまいりたいと思います。

また、ストップ・ガン・キャラバンという、この砂田さんにも直接お話を聞くなどして、アメリカの銃社会がいかにひどいことであるか、そういうことにならないように私も懸

命に努力させていただくことをお約束したいと思います。

大島委員 二十五分に官房長官が退出するということがありますから、最後の質問になりますけれども、今質疑をいろいろやりましたけれども、やはりこれは、最終的には政府の責任になりますよ、国家国民の生命財産を守るとというのが政府の責任ですから。今回の事案を受けて、銃の対策の本部長としてどういう対応をされようとしているのか、最後にお伺いして、御退席いただいて結構でございます。

町村国務大臣 御配慮、感謝いたします。

今、両大臣からお話がありました。また、強い決意を持って臨むと。確かにこれは、決意、指示だけではありません、実効を上げなければいけないという委員の御指摘、そのとおりだろうと思います。

二度とこうした悲惨な事件が起きないように、いろいろなことは、結構建前としてはしっかりできているんですね。しかし、もう一度見直してみると、意外とここに法律の穴があったとか、運用に穴があったとか、あるいは、確かに、一人の警察官がいろいろなことをやっているんですね。銃砲のことはばかりやっているわけではない、麻薬のこともやったり、いろいろな事件を担当する。警察官の数も率直に言うと足りないということもありまして、今、全体の数は減らしておりますけれども警察官の数は、逆にここ何年かけてふやしているというようなこともやっておりますが、なかなかそれでも、数千人単位でありましようが、まだまだ不足しているのかもしれない。

そうしたことを総合的に考えながら、トータルとして、やはり安全な国日本というのが神話にならないように、もう一度それが本当に、文字どおり安全な国日本が復活できますように、最大限努力をしていきたいと思っております。

大島委員 どうぞ御退席いただいて結構でございます。

さて、そういうことでもありますけれども、泉大臣も、皆さん退出ですか。そうですか。泉大臣に最後にちょっと聞きますが、今官房長官がおっしゃったように、数の問題だと思うんですね。今、教育分野では七千人増員というものを政府の方で決めましたけれども、この際、銃対策に当たって、私はやはり警察官の増員が必要だと思うんですが、この点について一問、泉大臣にお伺いして、後は退席していただいて結構です。

泉国務大臣 警察官の増員について温かいお話をいただきました。

確かに、ルールをきちんと守っていく上において、必要な警察官は当然ふやさせていただかなきゃならないと思います。これは、全体の計画をつくりました上で、必要な増員要求をまたお願いしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

大島委員 大臣の皆さんは退出していただいて結構でございます。

そうすると、私はだれに質問をするのか。政府参考人がお二人、警察庁の片桐さんと内閣府の荒木さんがおられますから、そのお二人に質問することに当然なるわけですが、警察庁の片桐さんからまだ御答弁いただいていないので、片桐さんと荒木さんに、今大臣と質疑をいたしました。それぞれ、もしも何か言い残すことがありましたら、お一人ずつ決意を述べていただきたい。

片桐政府参考人 お答え申し上げます。

私ども、従来、銃器の規制については相当厳しくやってきたつもりではおりますが、にもかわらず、残念ながら今回こういった痛ましい事件が発生したということは、大変重く受けとめておりまして、そういった観点から、今大臣からも御答弁申し上げましたように、これまで許可したものが果たしてそれでよかったのかどうか、問題ないのかどうかということで、十七万人、三十万丁について、すべて点検をいたしたいということでございます。

これは、従来やっている一斉点検の延長上ではなくて、質的にも、中身を変えて、例えば欠格事由があるのかないのかについて十分時間をとって担当者が面接をするとか、あと、今問題になっております弾の数の確認とかいうものについても、相当詳細に事情を聞くとかいうことをいたしたい。加えて、そこで問題点が残れば、今御指摘があったように、立ち入りを積極的にやっていくというふうなことをあわせてやってまいりたいと思っております。

きょう、私どもで一時から担当者、先ほど大臣が担当課長と申し上げましたけれども、直接担当する者をきょう集めておりますけれども、担当者に直接私の方から話をして、指示をいたしたいというふうに考えております。

あわせて、年度末までに銃砲行政の総点検、こちらでも総点検でございますけれども、各県からいろいろな意見を聞くとか、関係団体の方々の意見を聞くとかしながら問題点を洗い出して、早急に対策をまとめてまいりたいというふうに考えております。

荒木政府参考人 お答えをいたします。

内閣府では、銃器対策につきまして、長崎の事件等を受けまして実はプロジェクトチームをつくりました。関係府省が集まりまして、より一層進んだ政策はないかということで、先般通していただきました銃刀法の改正、厳罰化のものでございますけれども、そうしたことを政府全体で取り組んできたところでございます。

今回の事件は、けん銃ではなくて許可銃でございますので、先ほど大臣の方から答弁がありましたように、まずはやはり担当省庁でございますところの警察において総点検をしていただきまして、その上で、政府としてもやるべきことがあれば適切に対応してまいりたい、かように考えております。

大島委員 以上で終わります。

萩生田委員 自由民主党の萩生田光一でございます。

私も、佐世保の事件に端を発した銃の許可また管理の問題につきまして、質疑をさせていただきたいと思っております。

質問に入る前に、佐世保の銃乱射事件でとうとい命を落とされた犠牲者の皆さんに心からの御冥福をお祈りするとともに、けがをされた皆さんには心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

大臣がいない中での質疑ですから、野党の皆さんからも御心配をいただいておりますけれども、議会制民主主義、また議院内閣制ですから、だれが答えるかじゃなくてだれが質問するかに大きな重みがあるんだと私は思いますから、与党第一党、自由民主党を代表して質疑をしてみたいと思っております。

まず初めに、今回の事件を振り返って、警察庁から答弁いただいておりますのは、法令、政令の定めたきちんとした検査、点検は行っていたということが繰り返し答弁されておりますけれども、その検査、点検が実効せしめなかったということに私も大きな問題があるんだと思います。多くの委員の皆さんから御指摘のあったとおりでございます。

私も、今回質疑をするに当たりまして、定期点検とはどういうものなのかというのを地元の署やあるいは猟友会の皆さんからお伺いをしてまいりました。お聞きをしますと、一年間に一回の定期点検でありますけれども、許可証と銃を持って所管の警察に出向いて、そこで担当者に質問事項を聞かれて、また銃の点検をするそうなんです。

ところが、銃の許可をとるに当たりましては、例えば銃刀法の第五条の二の第一項、知的要件ですとか、第五条の二の第三項、技術的要件、すなわち、銃を持つ以上は銃の専門的な知識、機械的な知識、あるいはその銃を扱うに当たってのさまざまな技術的な問題をクリアしないと、銃を持つ許可がもらえないんですね。

そういう専門的な知識を持った皆さんが銃を持って警察署に行くわけですが、対応される警察官というのは、多分生活安全課の方で、一日に何人も見られる。お聞きをしますと、短い人ですと三分ぐらい、長い人でもまあ五分から十分ということなんです。

れで、許可証と銃が合っているかどうか、メジャーで寸法をはかったり何かするらしいんですけれども、実際にその銃に何らかの技術的な支障があったとしても、多分、失礼ながら警察官の方はそのことを御存じないんじゃないかというふうに思います。

あるいは、欠格事項につきましてはさまざまな要件が示されているんですけれども、警察官の皆さんが二、三分のやりとりの中で、その人が例えば精神的に病んでいる、うつ状態にあるとかということを実際に確認できるのかどうかというのが私は疑問でなりません。毎日一緒に働いている警察官がけん銃で自殺をする事件が後を絶たないんですよ。一緒に働いている同僚の変化もわからない警察の皆さんが、一年に一回、三分の間で本当に欠格条件をクリアしているかどうかということがわかるかということ、私は、ここは余りにも、法令、政令には合っているかもしれませんが、実態としてはこれはきちんとした制度になっていないんじゃないかというふうに思います。

そこでお尋ねしたいんですが、警察官の皆さんは銃についての専門的な知識を本当にお持ちなのかどうか。あるいは、メンタルサポーターのような専門的な方に補助していただいて今後はこの定期検査をしていかないと、実効が上がらないんじゃないかというふうに思いますけれども、御所見をお伺いしたいのです。

片桐政府参考人 お答え申し上げます。

議員御指摘のように、銃の真の意味での専門家といいますか相当詳しい人間というのは、確かに余り数は多くはないと思います。ただ、各警察署で銃器を担当している職員に対しては、そういった職員がきちんと教育をして、研修をして、知識を持たせるようにという努力はしてまいったところでございます。

それから、短時間の面接で、また専門的でもない警察官に欠格事由がわかるのかという御指摘でございますけれども、検査のときには、銃が今、中心になっておりますので、警察官の方で面接はしなければいけない。

ただ、あわせて、御指摘があったように、例えば心理の専門家とか精神科のお医者さんとかそういう方に立ち会っていただくことで効果的な部分があるのかどうかについては、今ちょっと考えているところでございまして、その辺について、専門家の意見も聞きながら、これから検討してまいりたいというふうに考えております。

萩生田委員 検討途上だということですが、私は、局長、ぜひこれは専門家を、先ほどから警察官の増員というお話がありましたけれども、増員をしても専門職でなければ、なかなかやはり銃の変更事項などが瞬時にわかるという方はいらっしゃらないと思います。ですから、これは直接の警察官じゃなくても私はよるしいんじゃないかというふうに思いますので、何らかの形で、専門的な知識を持ち、国が許可を与えた人が検査をしていただいた方が、警察業務も助かるんじゃないかというふうに思います。

こういう機会ですから、どうしたら検査能力が上がるかということはぜひしっかり精査をしていただきたいと思いますし、特に、ストレス社会ですから精神面の問題、いろいろ出てきました。これは本当に大事な問題なので、そういった専門職を同席させて検査をするような仕組みというものをぜひ検討していただきたいと思います。

例えば、視力が落ちてきた方は免許証の更新ができません。しかし、免許証の更新ができない人でも猟の更新はできるというのが今の実態なんですね。すなわち、かなり視力が落ちて視界が狭まっている人であっても、今の検査項目の中ではそれをチェックすることができませんから、実際には物すごく視力が落ちている人でも銃を持って猟に出かけることができるという実態があって、実はお仲間の皆さんでも心配されている方がいらっしゃいます。警察にそういうことを相談しても、今の条件の中ではその人から銃を取り上げることはできないということになっています。こんなことも考えますと、この機会にしっかり精査をしていただきたいと思います。

そこで、今回の長崎の件では、先ほど他の委員からも御質問がありましたように、近所の皆さんから通報があって、所管も動いたという経緯がございます。そのときに先台を預けるようにという指示をしたんですけども、結果として預からないまま、今回の事件が起

きてしまったということを考えますと、これはもしかしたら抑止ができたんじゃないかというふうに思わざるを得ません。

そこで、長崎県は、猟友会を中心に自主管理で、この先台の提出というのをちゃんと自分たちでルールをつくっていらっしゃるそうなんです。このことがもし本当に機能していれば、先台さえ預かってしまえば、何とかこの問題はクリアできたのかもしれないということを考えると、残念でならないわけでありまして、これをこの際、制度上きちんとしてしまった方がいいんじゃないか。

猟の期間以外は、銃を撃つ機会は練習以外はないわけですから、先台さえ預かってしまえば、あるいは、すべての人という、まじめに銃を扱っている皆さんには負担になるかもしれませんが、何らかの危惧があった場合には、それぞれの都道府県の公安委員長の判断で先台を預かることができるというような、こういうルールをつくったらいかがかなというふうに思いますけれども、御所見を伺いたいと思います。

片桐政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘ございましたように、長崎県では、これは独自の施策として、事件、事故の発生を防止するために、できる限り先台を預けていただくというふうな推奨をずっとしてきたというふうに聞いております。

これも御指摘のように、確かに先台を預かるということは一つの有効な方法ではあるかというふうに思っておりますけれども、ただ、これが今すぐにできるかどうか。私もちょっと即答しかねるのでございますけれども、関係の団体の方々とか、いろいろな意見も聴取しながら、また、ほかにコストの問題とか責任の問題等ございますので、さまざまな問題をこれから検討してまいりますけれども、いずれにしても、この銃とか弾の保管管理のあり方については、今申し上げました銃砲行政の総点検の中で、各県の意見も聞きながら、十分に点検をしてまいりたいと考えております。

萩生田委員 これも他の委員から既に御指摘がありましたけれども、実包、実弾の所持方法についてであります。

既に報道でも繰り返されていますけれども、自宅で所持が可能な弾の数というのは八百発ということになっています。この八百発の根拠も私はよくわかりませんが、たまたま、弾を買いに行った人が千発買いたいということで、証明書をちゃんと出して購入をする。お店の人が、二百発は練習でちゃんと使ってくださいよ、八百発しかうちに持って帰れませんよというやりとりはするんだけど、例えば一週間たってまた千発買うことは可能だということなんです。そうしますと、実際には、買った弾と手元に残った弾は、一体だれがどうやって確認できるのか。今回の容疑者も、自宅に数千発という弾を所持していることが確認をされております。

性善説に立って、多くの皆さんが練習や何かで弾を撃って、また、猟が終われば猟友会などで自主的に、残った弾はきちんと処分しようということをやっている団体がたくさんある中で、こういう不届きな人がいることによって規制が強化されることは気の毒だとは思いますが、実際に今の弾の買い方、保管の仕方というのは、ある意味では幾らでも弾を所持することができる、こういうざる法になっているんじゃないかというふうに思います。

この辺については今後どうされるお考えなのか、お示しいただきたいと思います。

片桐政府参考人 弾の消費の状況、保管の状況、これは更新の際とか一斉検査の際に一応事情は聴取するのでございますけれども、そのほとんどは自己申告に頼っている部分がございますので、したがって、消費したと偽ってそれをため込んでいる、保管をするというケースは結構あるんじゃないか。そういった意味で、我々も実は問題意識を持っているところでございます。

そこで、今回、先ほども申し上げましたけれども、十七万人、三十万丁総点検の中では、特にこの実包の保管の問題については相当詳細に我々も事情を聞いてまいりたいと考えて

おります。我々の持っているデータもございますから、それと突き合わせながら話を聞いていく、そこで問題が残れば、実際に立ち入ってその状況を確認するとかいうことをとりあえずやってまいりたいと思っています。

なおまた、今後のあり方については、銃砲行政の総点検の中でもって十分に点検をしながら、また関係方面の意見も聞きながら検証し、そしてまた今後のあり方について検討してまいりたいと考えております。

萩生田委員 局長の答弁に尽きるんだと思います。すなわち、自己申告と法令、政令に定まった検査、これは何も警察に瑕疵はないんですよ。だけれども、やはりこの状況は、新たな犯罪を生む大きな素地が十分あるんだというふうに言わざるを得ないと思います。

先ほど吉井先生でしたか、管理状況のお話をされました。ロッカーで、弾と銃砲は分けて保管をしなければいけない。しかも、そのロッカーといいますか保管場所は固定をしておかなきゃいけないというんですけれども、固定をしてあるかどうかというのはだれも確認をしていないわけですよ。過去にそうやってロッカーごと盗まれている事件があるわけじゃないですか。

だったら、やはりそういう初期の許可を与える段階での保管管理状況がどうなっているか。それを、写真を持ってこいと言われて、所管の警察で写真を見て、ああ、ちゃんとやっていますねという程度では、やはりきちんとした管理だとは国民からは思えないんじゃないかと思います。

今の弾の話もそうなんですけれども、実際には、譲り受け書を出して、銃砲店できちんと何発買ったかという管理をされることになっているんですけれども、他方、例えば猟友会などで有害駆除で使っている皆さんは、無許可で譲り受けが三百発までできる、こういう証明書ももらっているわけですね。

そうしますと、先ほど照らし合わせてとおっしゃいましたけれども、売れた弾の数と、だれが買ったのか、いつ何発使ったのかというのは、それこそ年金じゃないんですけれども、突合するのは大変だと思いますよ。本当にその弾を使ったのかどうか、本当に何発残っているのかどうかということをもう少し一元的に管理できるようにしておかないといけないんじゃないか。

一般の家庭に何千発という火薬が保管されることというのは、これは多分経済産業省の所管だとおっしゃるのかもしれませんが、この辺もやはりゆがんだ銃社会をつくってきた大きな要素の一つだというふうには私は思いますので、この際、世の皆さんが銃のあり方について疑問を持っているときに、きちんと精査をしていただきたいと思います。

クレ-射撃を初めとする、オリンピック競技ですから、まじめにスポーツとして一生懸命努力されている皆さんや、あるいは、地元の猟友会で地域の農業を守るためにさまざまな行政のお手伝いもしていただいている、こういう皆さんもいらっしゃるわけですから、いたずらに規制を強化して、そして何が何でも銃の所持そのものが世の中でいけないことなんだというような風潮はつくってはいけないというふうに思いますけれども、他方、やはり銃を許可される、銃を持っている人というのは、きちんとしたルール、しかも、法律にも政令にもきちんとチェック機関があって正しく管理ができるという形をつくっていかないと、今回のように、法令、政令では問題がない検査をしていたけれども、予測を超えた事故、事件が起きてしまったということになってしまふんだと思います。

今回の事件を受けまして、警察庁としては今後具体的にどのような取り組みをしていく御決意なのか、それをお伺いしたいと思います。

片桐政府参考人 私どもとしましては、銃器の規制をこれまで相当厳しくやってきたつもりでありますけれども、残念ながら、さきの佐世保市の事件が発生いたしました。大変残念であるとともに、この事件については重く受けとめているところでございます。

そこで、これまでやってきたことの総点検という意味でも、現在所持をしている方十七万人と許可銃三十万丁について、これは早急に、一月、二月の範囲内で総点検をいたしたいと思っています。

今後の問題としては、これまでの銃砲行政のあり方、ここに問題がないかどうかということを中心に点検する。各県の担当者の意見も聞き、また関係団体の方々の意見も聞きながら、年度末までにその総点検を済ませたい。

そういった二つの総点検に基づいて、今後どういったことをやるべきなのかという対策について早急に取りまとめてまいりたいと考えております。

萩生田委員 ぜひ具体的な検討を進めていただくことをお願いして、質問を終わりたいと思います。

参-内閣委員会 平成 20 年 01 月 10 日

松井孝治君 続けて御質問をさせていただきたいと思います。

十二月に銃器対策について質問をさせていただきました。今日、その継続なんですけれども、実はその折に、通信販売、インターネットで銃が購入できるということについて国家公安委員長から御答弁をいただきました。

法律上は、銃刀法の二十一条の二というのに銃器の譲渡の制限という項目がありまして、一般の銃砲店は銃の所持許可証の提示を受けなければ銃を販売してはならないという規定があるわけでありまして。しかしながら、前回の大臣の御答弁ですと、銃の許可証の提示というのは、郵送をもってその提示ということは満たされる、郵送で許可証を提示して、そして銃とともにそれを郵送してもらって、これは違法ではないという御答弁がなされました。

それで、片桐局長に伺いたいんですが、この許可証というのはどういうことが記載されているものなんでしょうか。あるいは、顔写真等は付いているものなんでしょうか。

政府参考人（片桐裕君） お答え申し上げます。

銃砲の所持許可証の様式は銃刀法の施行規則で定められておりますけれども、その様式は各その許可の種類によって若干異なっております。ただ、猟銃、狩猟とか標的射撃目的の猟銃等の許可証の場合で申し上げますと、所持者の氏名、住所、生年月日、猟銃等の種類、型式、形式等を記載するほか、御指摘の所持者の写真を貼付するということになっております。

松井孝治君 写真をその許可証に張り付けているということは当然本人確認を前提としているというふうに私は理解するんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

政府参考人（片桐裕君） お答え申し上げます。

銃刀法二十一条の二第一項、御指摘でございますけれども、この規定では、猟銃等販売事業者等は、譲受人が適法に所持できる者であることを確認した場合であるとか、また譲受人が所持許可証を提示した場合でなければ猟銃等を譲り渡してはならないというふうにされております。

この提示というのはどういうことかと申し上げますと、相手方がその内容を確認できる状態に置けば足りるわけでございますが、その趣旨は、引渡しの相手方が所持許可を受けた者本人であることを確認することにあるというふうに考えております。

したがって、御指摘のインターネットにおける通信販売の問題でございますけれども、猟銃等販売事業者等が郵送によって販売する場合であっても、販売事業者が郵送させた許可証それ自体を確認することのほかに、運送事業者等に対して、引き渡す際にその相手方が所持許可を受けた本人であることを確認させた上で引き渡すべきものというふうに考えております。

松井孝治君 これは大事な点なんです、そうすると、許可証を郵送して、インターネット通信販売の銃砲店に郵送すると、本体を、これは提示になると。そうすると、インターネットで通信販売する銃砲店なりは、一般的には運送事業者にそれを託して配達してもらうわけですが、そのときに普通は本人確認のしようがないんじゃないですか。例えば、その許可証が入っていれば、少なくとも同じ住所までは配達できるのかもしれませんが、それは同居人が受け取ってしまうということを排除できないんじゃないですか、常識的に考えて。そこは実効性担保されていますか。

政府参考人（片桐裕君） その販売の実態については現在詳しく調べているところでございますけれども、ある業者に聞きますところによりますと、販売して、運送して届ける場合に、あらかじめ所持者本人と連絡を取った上で、所持者本人が受け取れる配達日時を

指定をし、宅配業者に受取人本人に渡すように依頼するなどしているというふうな業者もいるというふうになっております。

ただ、御指摘のように、確実にその本人確認が行われているかどうかについてはまだ実態をつまびらかに調べておりませんので、今後、実態を調査をしながら、また関係省庁とも連携をしながら、通信販売時における本人確認の更なる徹底を図る方向で現在検討しているところでございます。

松井孝治君 常識的に、許可証が送られてきて、その許可証も入れて、それで銃砲を宅配事業者なりが代わりに渡していると。それが許可証が表に出て、その受取のときにそのこん包を解いてもらって許可証と本人を確認するというようなことが行われているというふうにはちょっと常識的に考えづらいわけでありまして、是非実態を調べていただきたいし、本当にこの通信販売というやり方がいいのかどうかということももう一度、今はこの前大臣からも御答弁がありましたようにそれを提示ということで認めておられるということですが、趣旨からいっておかしいのではないかと、それを是非精査をしていただきたい。この問題はまた国会で質問をさせていただきたいと思っております。

そこで、ちょっと趣旨、関連するんですが、経済産業省にお見えになっていただいておりますが、経済産業省の場合は、武器の製造事業者が銃砲店に販売する、あるいは輸入代理店が銃砲店に販売する、このときに許可を受けた銃砲店であるということを確認して、これも運送事業者がライフルとか散弾銃を実際運搬しておられると思うんですが、この場合、やっぱり法律の譲渡の制限で規定が掛かっていますが、どういう確認を行ってそういういわゆる運送事業者は銃器を販売店まで移送しているんでしょうか。

政府参考人（内山俊一君） お答えをいたします。

国内に出荷をしております猟銃製造業者二社、そしてサンプリングした輸入業者を対象に調査をしたところ、流通販売業者に対して猟銃を譲り渡す場合には、業者に運送を委託するか又は自ら届けているというふうになっております。

運送を委託する場合がございますけれども、確実に安全な運送を担保するため、次のような措置がとられていると承知をしております。

第一に、貨物自動車運送事業法上の許可を受けた自動車運送事業者に委託をする。第二に、コンビニエンスストア等の取次店ではなく営業所、荷扱い所等に直接委託をする。それから第三に、内容物が猟銃であることを運送受託者に対し告知の上、送り状等において猟銃であることが第三者に察知されるおそれのある表現は避ける。第四に、発送日及び到着予定日を送付先に連絡をするとともに到着確認を行うなどでございます。

また、銃刀法第二十一条の二に基づく、販売先が武器等製造法の許可を受けた猟銃販売事業者であることの確認につきましては、猟銃製造業者や輸入業者において客先が許可を受けていることを自ら確認をしており、運送業者にこの確認を委託することは通常行われていないというふうになっております。

以上でございます。

松井孝治君 実際、商取引ですから、すべてが自らが運搬するというわけにいかないでしょうけれども、やっぱり中身が銃器でございますから、その安全確認をしっかり行っていただきたい。今後とも指導を徹底していただきたいと思っております。

国家公安委員長に一つ伺いたいんですが、特にインターネット通信販売の場合、今回の事件がそれに当たったかどうかはまた別として、やっぱり銃器ですから非常にずさんに取り扱われることがないように、特に、先ほど局長からも御答弁がありました、顔写真付けて、本来その許可証を提示して販売ということになっているのに、そこが必ずしも十分に行い得ないような流通経路というのはやはりちょっと今後見直していただきたいと思うわけですが、大臣、いかがでございましょうか。

国務大臣（泉信也君） 前回のこの委員会で委員からインターネットによる銃の通信販

売についてのお尋ねがあったときに、私自身も不勉強で正直驚いたということをお知らせしました。その後、関係者からいろいろな話を聞いておりました、今局長が申し上げましたように、建前的には一応宅配業者の確認をするということになっておりますけれども、これで本当に十分なのかということについては私自身疑念が残ります。

先ほど来申し上げておりますように、十七万人、三十万丁の総点検、それから銃砲行政の総点検、こういうことを踏まえる中で、先生御指摘のこの在り方については十分検討をさせていただきたいと思っております。

松井孝治君 続いて伺いたいんですが、前回も伺いましたけれども、いったん銃の所持許可を出してしまうとなかなか取消しというものが実態上行いにくいというような声が現場の警察署員の方々からも上がっているというふうに伺います。確かに、猟銃等の許可の取消しというのは一定の数はあるようですが、ここの取消し要因あるいは欠格要件というものの規定が厳し過ぎて不審な挙動等があったとしても取消しができないというような問題をこの前も指摘させていただきました。

あの佐世保の事件が起こってから一月近くたつわけですが、この許可条件といいたまいますか、許可に当たっての欠格条件の見直しというようなことについては、これ大臣、その後検討をしておられて何らかの形で見直すというような方向性は持っておられるのでしょうか。それとも、当面従来のままということになるのでしょうか。

国務大臣（泉信也君） この五条につきましては、現在、不適格者を排除するという観点に立っての運用を図っておるわけでありまして。しかし、佐世保の事件の発生したことを踏まえまして、この排除の仕方について現在のままでいいのかということを検討する必要がありと考えておりました、先ほど申し上げましたような銃砲行政の総点検の中でこの点につきましても十分検討をする、実態を踏まえてどうあるべきかということを検討しまして、それを踏まえまして不適格者の確実な排除をやりたいと、こう考えております。

具体的に法改正等をやるかどうかについては、もうしばらく時間をちょうだいいたしたいと思っております。

松井孝治君 要は、欠格要件があって、危険人物であるということについて相当の理由が認められるということをお逆に挙証しなければ取消しができないという状況にあるというのが本当にいいのか。それとも、銃を持つという方々は全国で十数万人いらっしゃる、その多くの方々はきちっとした管理をされている方々だと思うんですね。そういうきちっとした方々には銃を持たせていい、だけど、やっぱりちょっとおかしい、疑念がある方には銃を持たせてはいけないんじゃないかと。そこは発想を逆転するようなことも含めてちょっと考えていかなければ、やはりいろんな方々の意見を我々も伺うんですが、やっぱりまずは警察が許可に当たって十分な審査が行われていないんじゃないか、あるいはその後いろんな情報があってもそこに対して不許可の処分というものをためらっておられる部分があるんじゃないか、あるいはもっと厳しい言葉で、いろんな方々の御意見を伺うと、その警察の怠慢の問題じゃないかというような意見もあるわけですね。

私は別に警察官の怠慢をここでなじるつもりはありませんけれども、その理由が、やはり不許可要件が余りにも厳し過ぎて、そこについて客観的な証拠を積み重ねないと不許可にできないというところにあるような気がしてならないわけでありまして、その不許可要件をもう一度見直して、やはり警察官がある程度裁量や近隣の評判を受けて不許可処分ができるような体制にすべきだと、これは私、大臣をお願いを申し上げたいと思っております。

昨年十二月二十一日に片桐局長のお名前で通達を出されて、全国一斉点検、一斉検査を命じておられます。

それで、今回の一斉検査というのは毎年やっておられる一斉検査とどう違うのでしょうか。本部長レベルまで含めてしっかりと当事者意識を持ってやってくれ、特に厳しくやってくれという趣旨であることは理解しておりますが、例えば、サミットも今年は予定されているということもあって、今までだったら警察署に呼び出してそこで面接を行うという

ようなことだったというふうに聞いておりますけれども、それは今回は、もういっそのことじゅうたん作戦で、立入りまで含めて現場に行くとか、警察署員の方々が、そういうようなより厳しい一斉点検なのかどうか、従来の一斉点検と今回の一斉点検の違いというものを局長、教えてください。

政府参考人（片桐裕君） お答え申し上げます。

御指摘のように、この一斉検査は毎年行っているものでございますが、今年はサミット等の関係もあって一月、二月に前倒ししております。なおかつ、その上で、佐世保の事件が発生したということから、この一斉点検というのは従来とは違うということをお各県警には厳しく指示をしております。

主に、従来は点検、検査は銃砲関係が中心でございましたけれども、今回は人にも着目をして、その人にかかわるところのいろんな情報とかいうものも突き合わせながら、また本人ともよく面接をしながら、その人的欠格事由に該当性があるかどうかについても判断をすとか、あと、弾の問題につきましても、これもその消費状況とかいうものについて詳しく、裏付け資料の提示も求めながら詳しく話を聞くとかいうことをやっております。それから、立入りにつきましても、余り積極的でなかった県も実はあるわけでございますけれども、これについても、いささかでも不審があれば積極的に立入りをするようにということをお言っております。県によっては全所持許可者に対する立入りをやっているという県もございまして、そういったことで、大変今回の検査は従来とは違う密度の濃い、また幅の広い検査を行うということにいたしているところでございます。

こういったことのためには所要の体制が必要でございますので、恐らく生安部門だけでは間に合わないであろうと。特に小さな県ではそういうことが考えられますので、体制をきちんと確立するということをお指示をいたしております。こういったことの趣旨は、先般、年末に銃砲担当、許可行政担当の担当者を招致いたしましてそこで私から直接指示をしたことほかに、全都道府県警察本部長に対しまして直接に電話をいたしましてその旨の指示を行ったということでございます。

松井孝治君 もうそれはしっかりやっていただきたいんですが、通達の中で、保管業者への保管委託、この銃砲の、を推奨するというふうになされておられますけれども、これは具体的に、今全国で三十数万丁の銃砲があるわけですが、銃砲店とか射撃場で具体的にどれぐらいの保管のキャパシティーというのがあるんでしょうか。推奨は結構なんですが、推奨といっても実際それでどれぐらいのところを共同保管になるのか、これは非常に大事なポイントだと思うんですが、そこは実態を把握されていますでしょうか。

政府参考人（片桐裕君） 年末にもお答えをしたところでございますけれども、現在、猟銃等保管業者として都道府県公安委員会に届出されている業者の数は、十八年末で四百七十二業者と大変少のうございまして。ただ、そこにどれぐらいのキャパシティーがあるかどうかについては私どもまだ現在把握をしておりますが、今鋭意調査をしているところでございますので、間もなく数字が出てくると思います。

ただ、この四百七十二業者ということから見て、ここですべての猟銃等を保管することはなかなか難しいのかなと思うんでありますけれども、ただ他方では、一部の業者に聞いてみましたところ、キャパシティーは、警察がその保管委託を推奨していただいてもまだ十分受け入れるだけのキャパシティーはあるように伺っております。

松井孝治君 大臣、これ、保管の形態を自己保管原則からこの通達で推奨されているような共同保管に基本的には移していくという、そういうお考えがあのことでございましょうか、それとも、そこまではいっていないんでしょうか。

国務大臣（泉信也君） 御承知のように、銃保管そのものは個人ということをお原則にいたしております、長期の海外出張等の場合に今日まで推奨してきたという経緯がござい

ます。

今回の局長通達の中では、それを更に、まあ余力があればということが多分陰には前提になると思いますが、できるだけ保管を、自己保管ではなくて公の保管あるいはそういう公的な場所での保管を推奨しておるといってございまして、これを本当にこれからどういうふうにするかというのは、正に再三申し上げておりますような一斉点検を踏まえて、そして対処しなければならない。これは保管を、先ほど四百七十二業者というふうに局長答弁しました。平均しますと七百丁ぐらいを一か所に預けなきゃならない。そういうキャパシティが全体として全国平均的にあるかというような問題がありますし、一か所に集めることによるまた逆の効果ということも考えなければなりません、十分その辺りも検討した上で対処の方向を定めたいと思っております。

松井孝治君 もう時間が参りましたのでこれが最後の質問になりますが、実包の保有残が各銃砲所持者でどれくらいあるかということが今把握できる仕組みになっていません。これは経済産業省の方にも来ていただいておりますけれども、大臣、一言だけ、一斉点検で実包の数を確認するというような実態上の取組も行われているとは聞いているんですけども、やっぱり法律に基づいてしっかりとした実包の数、各個人が保有している実包の数を把握できるような仕組みにするように、これは火薬類取締法になるかもしれませんが、そうなるくと経済産業省の所管かもしれませんが、ここは制度を改められるおつもりがあるのかなのか、その点について大臣の方から最後に御答弁いただきたいと思いません。大臣。もう時間がありませんので。

国務大臣（泉信也君） 失礼しました。

これも今点検中ではございまして、本当に実包の数を正確に押さえるということは相当難しいというふうに私は今までの報告を聞く限りでは思っております。しかし、佐世保の事件で、八百発の想定が二千七百発もあったという、こういう実態を突き付けられておりますので、経済産業省とも相談をさせていただき中で、できるだけこうした乖離が生じないような、実態を押さえられるような仕組みを考えていきたいと思いません。

松井孝治君 終わります。ありがとうございました。

風間昶君 公明党の風間ですけれども。

まず最初に銃刀法については、先ほども松井議員が質問されておりましたんで重複になる可能性もあると思いませんけれども、確認の意味でさせていただきたいというふうに思いません。

去年の十二月の佐世保の事件をきっかけに総点検を行っていることが、先ほども大臣の方からお話がありました。それで、十二月の二十一日でしたでしょうか、犯罪対策閣僚会議で、総理のごあいさつの中で、銃器の規制の更なる厳格化について検討するようという指示をされたというふうになっておりますけれども、それを受けて、警察庁として大まかに柱を立ててきつと検討をされていると思いませんけど、それをきちっとまずは教えていただきたいというふうに思いません。

国務大臣（泉信也君） 昨年十二月二十一日の犯罪対策閣僚会議におきまして、私の方から、可及的速やかに十七万人、三十万丁の総点検、そしてまた年度内に銃砲行政の総点検を行いますということをお願いし、総理からも御指示をいただいたところでございします。

現在、この十七万人、三十万丁総点検といたしましては、許可を受けました猟銃等とその所持者すべてを対象とした一斉検査を実施をいたしておるところでございします。今朝ほど局長からも答弁いたしましたように、従来のいわゆる毎年の検査と異なりまして、面接をすとか従来にない踏み込んだ調査を今いたしてあります。

また、銃砲行政の総点検につきましては、警察庁内にプロジェクトチームを立ち上げま

して、これまでの銃砲行政における問題点を抽出するということに取り組んでおります。具体的には各都道府県警察からのヒアリング、必要な実態調査、関係団体からのヒアリング、そしてまた有識者からの意見聴取、こうした事柄を積み重ねて行っているところでございます。

現在実施しておりますこの総点検を通じまして、今回のような事件が再発しないように、国民の皆さんに安心していただけるような、しっかりとした銃器規制の厳格化のための対策をできるだけ早く築き上げてまいりたいと思っております。

風間昶君 ありがとうございます。

そうすると、十七万人、三十万丁を速やかに点検、検査を、一斉検査をするということですが、それはいつまでにやるのかということが一つ、目標として掲げているのかということがあるのと、もう一つは、先ほど年度内に銃砲行政の総点検と、これまたちょっと別の問題だと思わすけれども、全体の話だと思わすけれども、総点検は、両方とも総点検ですが、この十七万人、三十万丁の方はいつまでにやるのでしょうか。そして、銃砲行政の方は、これは恐らく、年度内にと今おっしゃいましたから三月末までということなんでしょうけれども、もうちょっと具体的に教えていただければ有り難いと思わすけれども。

国務大臣（泉信也君） 十七万人、三十万丁の一斉点検、総点検は、一応二月の半ばを目途に、各都道府県で一斉に対処しておるところでございます。そして、銃行政の総点検につきましては、先ほど申し上げましたように、一応年度内にとということで進めておりますが、できるだけ早くその対処をまいりたいと考えております。

当然、その過程におきましても、実施可能な対策があれば、点検の終了を待つまでもなく速やかに実施をまいりたいと思っております。具体的に今どういうことかということまで申し上げることはできませんけれども、そういう考え方を踏まえて総点検を実施しておるところでございます。

風間昶君 先ほど松井委員も指摘をされましたけど、インターネット販売規制あるいは欠格事由の見直し、それから保管の問題、それから、まあこれは経産省がかかわるんでしょうけれども、実包の消費状況の把握ということが挙げられると思わすんですけど、法改正というよりもむしろ具体的に、もうできることから早急に取り組むという観点から、具体的に優先順位を付けて、同時並行でやればいいですけど、なかなか人手の問題からコストの問題あると思わすので、これをきちっとやってもらいたいと思わすんですけど、具体的に教えてください。

政府参考人（片桐裕君） お答え申し上げます。

先ほど来御答弁申し上げましておりますように、府省令レベルで措置できるものというのがございますので、これについてはなるべく早急に、この総点検の終了を待つまでもなくできるものは実施をまいりたい。それからまた、先ほど来御議論のあったインターネットを使った猟銃等の通信販売の問題もございすけれども、これについては、現行法に照らして果たして適正に行われているかどうかということまで至急点検をして、もし問題点があれば早急に是正すべく通達等で措置をまいりたいというふうに考えております。

藤井（勇）分科員

それからもう一点、国家公安委員長にお伺いいたします。銃砲刀関係でございます。

去年の四月でございました、統一地方選挙の真っ最中ではありますが、長崎市長銃殺事件、それから愛知県の長久手の立てこもり事件、さらに東京や福岡での暴力団の対立抗争による発砲事件など、銃を使用した凶悪な事件が続発しております。

先般には銃刀法の一部改正によって重罰化されましたが、いまだ国民の皆さんの間には銃砲行政に対する不安があります。このため、警察庁では、銃砲規制の厳格化に向けた取り組みをさらに強化するというところで、昨年末からことし春にかけてでしょうか、許可を受けた猟銃等の所持者すべてに対し、十七万人、三十万丁といいますが、これらを総点検するというところでございましたが、その進捗状況、それからどんな課題があるのか。また、事件発生以来、きょうまでに警察庁として講じられた措置などについて御説明を願います。

泉国务大臣 委員御指摘のように、四月の長崎市長事件以来、去年は多くの銃にかかわる事案が起きたわけですが、特に十二月の長崎県佐世保市で発生した事件を受けて、警察庁としましては二つの総点検を実施しているところでございます。

このうち、すべての許可銃を対象とする「十七万人ノ三十万丁・総点検」につきましては、二月の十五日までに約七割が終了をしたところでございまして、立入検査等により銃刀法違反等が発見されまして事件化等の手続を推進するなど、各都道府県警察における積極的な取り組みを行う中で成果が上がりつつあると認識しております。

また、銃砲行政の総点検につきましては、一月中にすべての都道府県警察から聞き取り調査を完了いたしております。現在、問題点の整理、検討を行っております。三月中には結果をまとめて公表いたしたいと考えております。

現在実施しております二つの総点検を通じて、あのような痛ましい事件の再発を防ぐためにどうしたらいいか、法改正も視野に入れまして、しっかりとした銃砲規制の厳格化のための対策を築き上げてまいりたいと考えております。

それから、一方、違法なけん銃についても、厳しい銃器情勢を踏まえまして、委員御指摘いただきましたように、さきの国会で、暴力団によるけん銃事犯の特性に着目した重罰化等を内容とする銃刀法の一部改正をお願い申し上げたところでございます。

引き続き、銃器犯罪のない社会の実現を目指しまして、国内外の関係機関との連携強化、そして密輸密売組織の壊滅、暴力団の管理に係る武器倉庫の摘発、さらに広報啓発活動を行って銃のない社会を目指してまいりたいと考えております。

藤井（勇）分科員 本当に、思わぬ銃事件が発生いたします。銃砲規制の厳格化に向けて、引き続き調査、そしてあらゆる措置を講じていただきたいと思います。よろしく願います。

山根隆治君 それでは、泉大臣にお尋ねをさせていただきたいと思えます。

銃砲による事件の防止策について、前回法案にかかわりましていろいろな御質疑も松井議員、そして私もさせていただいたと、こういう経過もございます。いろいろな発砲事件がありまして、警察としても十七万人、三十万丁の総点検を行うんだということで、中間報告も出されておりますし、そして最終報告も年度内にはと、こういうふうなお話でございましたけれども、その最終報告の見通しにつきましてはどのような状態になっているのでしょうか。

国務大臣（泉信也君） 昨年末の佐世保の銃事件に絡みまして、私どもは、十七万人、三十万丁の総点検、そして銃砲行政の総点検に取り組みさせていただいているところでございます。

最初の十七万人、三十万丁総点検につきましては、三月の十六日までにおおむね終了をいたしました。現在、その結果を取りまとめているところでございます。

また、銃砲行政の総点検につきましては、警察庁のプロジェクトチームにおいて三月末をめどに問題点の整理、検討等を行うこととしております。

この二つの総点検の結果につきましては、国民の安全を守り、国民に安心をしていただけるように、しっかりとした銃砲規制の厳格化のための対策を築き上げるべく、法改正も視野に入れまして取りまとめをさせていただきたい。取りまとめ自体は四月にでも公にさせていただければと思っておりますので取り組んでおるところでございます。

山根隆治君 分かりました。

それでは、私、そのときの中間報告に基づきまして若干今の時点でのお尋ねをさせていただきたいと思うんですけれども、中間報告によりますと、自主返納をされた方が九十人、百四十五丁だったということで報告があったわけでございますけれども、その自主返納の内訳について、いろいろと精神的な障害を持たれた方で御家族におられて、少し暴れるおそれのあるということで御家族の方からのお話もあって、御本人の理解も得て自主返納をしていただいたと、こういうこともあったと、こういうふうなことで聞いておるわけでございますけれども、こうしたことでは何件ぐらいの申出があったのかどうか、あるいはまた、そうした御家族からの情報ではなく、隣人から寄せられたような情報、それはどんな形で寄せられてきたのか、その点について今分かっておられれば、その範囲で内容についてお聞かせください。

政府参考人（片桐裕君） お答え申し上げます。

今御指摘ございましたように、十七万人、三十万丁総点検におきましては、本年一月末までに警察の指導等によって九十人の方が許可証の自主返納をされたということでございます。

その内訳、理由でございますけれども、最も多かったのは眠り銃になる可能性があったと。眠り銃と申し上げますのは、三年間銃を使わなかった、そういった銃でございますけれども、その場合には取消しができるという規定になっておりますけれども、そういったものに近づいていたというふうなものがあります。それから、病気等、これは身体的な病気のほかに精神的な病の方も含まれておりますけれども、その方がそれに続いて多かったと。続いて、高齢による体力の低下など。また続きまして、ストーカー、配偶者への暴力の行為者であった者。続いて、刑事事件被疑者として検挙された者等となっております。

なお、今御質問ございました家族からの申告かどうかとか、また隣人からの情報提供かどうかといったようなことについては、その内訳は把握をしてございません。

山根隆治君 それは最終報告の中では出てくるものでございますか。

政府参考人（片桐裕君） 最終報告もやはりこの同じような分類で公表することになると思います。したがって、その隣人からの情報提供かとか家族からの申告かどうかということとは最終報告でも出てこないという形になります。

山根隆治君 先ほど、御答弁の中でございましたように、法改正を視野に入れてというふうなお話もございましたけれども、その際にやはり、松井議員の質問にもありましたように、欠格事由での取消しの問題というものを大きなポイントとして御指摘して議論があったわけですね。

ですから、今回の自主返納の問題につきましても、そういう視点からいうと、私は非常に大切なところだったんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういうことでの集約、集計はしてないということであればこれはもう仕方ないこととございますけれども、私としてはその点についてはちょっと残念だった気がいたします。

そして、次に移らせていただきますけれども、各警察からのいろいろな話を聞き取られた中で、不適格者認定の困難性の問題というものを挙げられておられるわけとございますけれども、今回いろいろな調査のやり方をされたんだと思うんですけども、身辺調査であるとか面接検査、こういったところについては、私はやはり手続とか基準とかというものをやっぱり明確にしていかなければいけないのではないかと。社会的な後押しがあって、いろいろな発砲事件があったので、後押しがあって今回のところはある程度できたかと思うんですけども、この辺の法的な問題とのかかわり、この点についてはどのような御認識を持たれていらっしゃるか、お尋ねをいたします。

政府参考人（片桐裕君） 今回の銃砲行政の総点検の中で、各都道府県警察からその銃砲行政の実態についても聴取をいたしております。私も幾つかのところを回って実際に聞いておりましたけれども、確かに御指摘のように、具体的な銃砲の許可についての調査の仕方については、決して必ずしも各県すべて斉一的な基準でやっているというわけではない、ある意味ばらつきがあるということは認めざるを得ないところだろうと思っております。

したがって、私どもとしましては、ある程度それについては最低限これだけはやるべきだという基準はやっぱりあると思いますので、そういった面については今後何らかの基準を示す方向で検討してまいりたいと考えておりますが、これは必ずしも法律改正でなくてもできるのかなというふうには考えております。

山根隆治君 その情報提供の中では、最寄りの警察からの情報あるいは一般から直接警察に入ってくる情報等があるかと思っておりますけれども、私は、やはり最寄りの市町村といいましょうか、そういったところにもいろいろな苦情とか心配事の相談の中で寄せられるところもあるんだろうと思っているんですけども、そうした各行政機関からの情報の収集についてはどのように御認識されていますか。

政府参考人（片桐裕君） 御指摘のように、銃砲行政的確に行っていくためには、私も、許可を受けて猟銃を所持しているの方々に関して必要な情報はやっぱり幅広く収集することが必要であろうというふうに思っております。そういった観点で関係の行政機関等にはこれまでも照会はしてきたところでございます。

まず、警察の内部におけるところの情報集約については、これは御指摘のように内部でございまして、きちんと各その分野で活動しておりますので、その中から集まった情報についてはきちんと集約するような体制を構築する必要があるだろうというふうに考えております。

それから、他の機関につきましても、こちらから聞きに行く、で、お答えをいただくということは当然あるんですけども、では逆に、私どもがその他の機関に対して銃砲の所持許可者の情報をお渡しをして、それを受けて情報をいただくという形が本当にいいのかどうか、その効果がどれくらいあるのかというふうなこともありますので、効果と、また

情報をお渡しすることのデメリットと申しますが、そういったことも考え合わせながら検討する必要があるだろうというふうに考えております。

山根隆治君 専門医の診断書を付けるということについては、なかなか形骸化しているという実態があるというふうに言われているわけでありまして、これらの専門医については、医師の方の側からも非常にやはり不安を訴える方もいらっしゃるわけでありまして、例えば専門医の指定医制度を設けるとかということも考えられる一つの手法であるかと思っておりますけれども、これらについてはどのようにお考えでしょうか。

政府参考人(片桐裕君) 御指摘の診断書につきましては、各県、都道府県警察の意見としても問題意識、問題があるであろうという指摘はございますし、私どもとしても問題意識は持っているつもりでございます。

ただ、他方で、こういった問題についての専門のお医者さんが実際どれくらい各都道府県ごとにおられるのか、また各都道府県ごとにどのような地域におられるのか、偏在しているのではないかなどということもございまして、そういったことも考え合わせながら、今後の在り方、あるべき姿については検討してまいりたいというふうに考えております。

山根隆治君 実包の管理についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

現在、一定数まで無許可での譲受けや消費が可能でありますけれども、これらをすべて許可制として記録の届出を義務付けるということも一つの案として識者の間で議論をされているやに聞きますけれども、これらについてはどのようにお考えになりましょうか。

政府参考人(片桐裕君) 御指摘のように、狩猟とか有害鳥獣駆除のためには一定の条件の範囲内において無許可で火薬類、実包を含む火薬類を譲ることができる、譲り受けることができるという仕組みに現在なっているところであります。

これについてはいろんな意見が実はございまして、また関係の団体でもいろいろ意見があるようでございまして、まず御指摘のあった消費状況の確認ということは、これはきちんとやっぱり行うべきであろうというふうに考えておりますので、何らかの仕組みというものについて今検討を進めているという状況でございます。

また、無許可譲受け制度を今後とも続けていくかどうかについてもまた、御指摘もございましたので、今後更に検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

山根隆治君 前回の松井議員の質問の中で銃の通信販売について厳しく大臣に迫る場面もございましたけれども、大臣としてはこれは仕方なしというふうな印象を私受けた、そういう答弁だったというふうに記憶しておりますが、通信販売についての本人確認等の問題、いろいろな弊害、あるいはその対策については御認識は当時の御答弁と変わらないんですか。

政府参考人(片桐裕君) じゃ、まず私の方からお答えを申し上げます。

銃砲の譲受けに際しましては、御承知かと存じますが、銃刀法第二十一条の二第一項によって、譲り受けようとする方が所持許可証を提示した場合でなければ譲り渡してはいけないというふうな規定になっております。

銃砲の通信販売についてでございますけれども、これは以前にも御答弁申し上げましたように、譲り受けようとする人が自分の所持許可証の実物を譲り渡す業者の方に郵送をする、業者はその所持許可証をきちんと確認をした上で、その許可証を持っていらっしゃる許可を受けた方に対して銃砲を搬送させる、搬送する運送業者は、渡すときにきちんとその渡す相手が所持許可証、許可を受けた方であるということを確認した上で渡すという手続を取る以上は、そういう限りにおいてはこの第二十一条の二第一項の要件を満たしているというふうに私どもは考えております。

そこで、今後の在り方、通信販売の在り方についてでございますけれども、これも今銃

砲行政の総点検の中でもっている議論をしているところでございますけれども、現在までのところ、この銃砲の通信販売に伴う問題事案というのは少なくとも現段階では把握をされておりません。それからまた、地理的条件等、銃砲購入者の多様性といったものを考慮しますと、販売そのものを禁止することについては慎重な検討が必要であろうというふうに考えております。

国務大臣（泉信也君） 今局長が答弁を申し上げましたように、もう少し検討をしなきゃならないところが残っていることは事実であります。最初私がお答えを申し上げました銃刀法の法律に基づいてきちんと処理がなされておるか、そしてまた安全が確保されておるかということをお今日まで調査をしてみました。今のところ、最初私が申し上げたような、これは大丈夫かという気持ちから今日までの状況も踏まえたと、通信販売も対応できるのではないかと、こういう認識を持っておりますが、なお検討させていただきたいと思っております。

山根隆治君 各警察の銃の担当は生活安全部門の皆さんだろうというふうに思っているんですけれども、非常に専門的な知識も、実際のところそれを得る機会、教育を受ける機会というものが非常に少ないということもありますし、そして体制が、人数が少ないという意味でも脆弱だというふうに私は思っているわけでありまして、これを補完するすべ、今後充実させるすべはどのようにお考えでしょう。

政府参考人（片桐裕君） 今回の銃砲行政総点検の中で、各県からいろいろこの体制につきましても実態について聴取をしてみました。

その結果、これは前の佐世保の事案のときにも申し上げたんでございますけれども、銃砲行政を担当している者は、それだけを専門にやっている人間というのは警察署段階では少なくとも大変少のうございまして、ほとんどはほかの風俗営業の許可とか警備業の許可とかいうものと兼務をしているという実態でございます。また、専門性につきましても、必ずしも長年その仕事に携わっているわけではございまして、むしろ逆に、許認可という行政の事柄の性質上、短い期間で替わっていく者も結構多いというふうに聞いております。

しかしながら、御指摘のように、銃砲行政で本当にそれでいいのかどうかということは、私ども大変問題意識を実は持っておりますので、何らかの形で専門性を持った職員、そしてまた一定の教育を受けた職員がその仕事に携わると。兼務という形じゃなくて、可能な限り専務という形でもってそれができないかどうかということについては更に検討をしてみたいと考えておりますけれども、なかなか増員も厳しい情勢にございますので、取りあえずは内部の努力でそういった体制をつくることができないかどうか検討をしてみたいということで考えております。

山根隆治君 こうした銃犯罪の対策というのは多角的に見ていかななくてはいけないことでございますけれども、ある学者の説ですと、犯罪の原因論と犯罪機会論がそれぞれ役割分担があるんだと、こういうことではございますけれども、その論理の中で、犯罪機会をなくす、つまり犯罪が起きにくい、端的に言うと環境をつくる、そのことが今大切なんだと、こういうことを指摘する学者も実はおられるわけではございます。

例えば、銃だけでなく、私の世代でも子供のときは火の用心ということで拍子木打ったりして防犯意識をお互いに高めていったりしたということも実はございましたし、それが一定の効果もあったんだらうというふうに思っております。

そして、犯罪が起きにくい環境をどうつくるかということでは、植え込みを住宅街にあっては低くするとか、そうしたことで防犯の効果が高まるんだと、こういうふうな指摘もあるわけでありまして、警察行政の中で、こうした犯罪機会を減少させていく、そうした町づくりということについてはどのようなお考えを持っているのか、あるいはこれからはどうしているのか、なしているのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

政府参考人（片桐裕君） 御指摘のように、安全で安心な社会を築き上げるという意味では、犯罪に強い町づくり、環境づくりを進めていくということが必要であろうと思っています。

従来、我が国においては安全な国というふうに言われておりまして、安全にコストを掛けるということが比較的少なかったのではないかというふうに思われますけれども、また最近では、そういった安全にコストを掛けるというふうな努力も相当なされてきているというふうに考えております。

警察としましては、具体的には、安全・安心まちづくり推進要綱というものを作りまして、道路、公園等の公共施設であるとか、また住居の構造、設備等について、一定の基準と申しますか、ガイドラインと申しますか、そういったものを示しているところでございます。

例えば、道路、公園等の公共施設につきましては、一定の照度があることが望ましいとか、また見通しを確保すべきであるとか、また、共同住宅の構造、設備等につきましても、一定の照度を確保するとか、見通しを確保するとか、また、住宅の開口部の防犯対策を講じるといったようなことを示しているところでございます。

このほかに、緊急時の通報システムとして、通称スーパー防犯灯と言っておりますけれども、街頭緊急通報システム、こういったものの整備も平成十三年から進めてきているところでございまして、このほかに、子供の特に安全を確保するために、平成十四年度からは子ども緊急通報装置の整備も行っているということでございます。

このほかに、防犯ボランティアの方々でございまして、最近大変数が増えて活発な活動をしていただいておりますけれども、こういったボランティアに対する支援というものも現在進めているという状況でございます。

山根隆治君 じゃ、最後に大臣。いいですか。

今の議論の中で大臣何か、今日の議論を通じて銃対策についての感想なり、更にお話ししたいこと、どうぞ。

国務大臣（泉信也君） 最後に委員御指摘になりました犯罪が起きない環境をつくり出していくということは大変重要なことだと思っております。銃の問題につきましても、多くの方々が猟を楽しむ、あるいはスポーツを楽しむということの中で安全な銃社会をつくり上げていく、そうした環境をつくり上げていくことが大切だと思っております。

特に二つの総点検をさせていただきました。この点検の結果を踏まえて、銃社会の在り方、これまでの在り方を反省をし、安全な社会づくりを努めたいと思っております。中には、法改正をお願いしなければならないような事柄もあると思っておりますし、府令の改正等も必要になってくることであろうかと思っております。既に通達等については、ほんの一部でございまして、出ささせていただいた事柄もございまして。

こういうことを踏まえまして、いずれにいたしましても安全な銃社会を目指すべく一層努力をさせていただきたいと思っております。